

609.6-073㉿



1200500748026

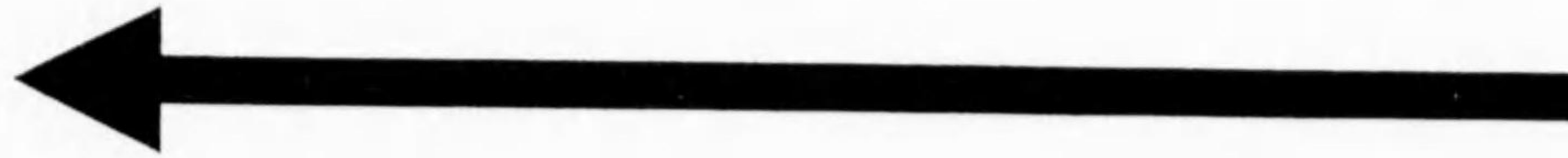
926  
73

オートル法普及の状況

大阪府権度課

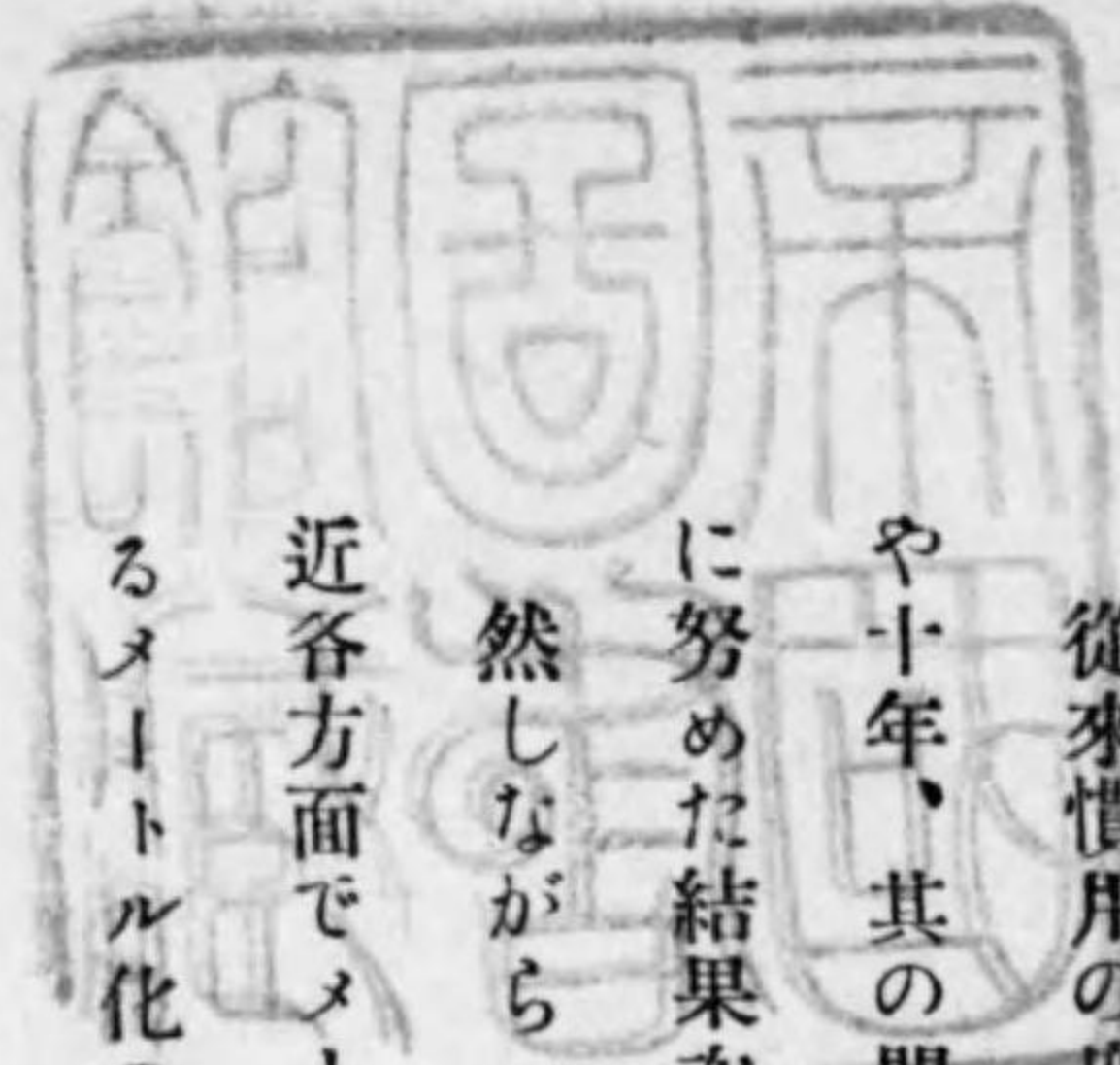


始





609.6  
0.73



緒言

從來慣用の度量衡を廢してメートル法のみを專用すへき法律が發布せられて早  
や十年、其の間種々適切なる宣傳と施設とに依つてメートル法度量衡の實行促進  
に努めた結果次第に普及しつゝあるは國家の爲喜はしき事である。  
然しながら一部には未だ舊風に執着して改正の實行を躊躇する者もあるので輓  
近各方面でメートル法に轉換せる状態を茲に編纂して關係者に頒布し以て圓滿な  
るメートル法の徹底を期待するものである。

昭和六年四月

大阪府權度課長 琢磨 啓 一

無名氏 寄贈本





973  
373

# メートル法普及の状勢

## 目次

一、學校教育	一
二、郵便	五
三、鐵道	六
四、地租	一一
五、政府の購入拂下	一二
六、日用商品の小賣建	一四
七、メートル法實行上の障害	二七
八、メートル法に改正せる主なる商品	三〇
1、白米	三〇



278  
278

2

14、薬	13、油	12、罐詰	11、果實蜜	10、香料	9、酒	8、牛乳	7、茶	6、砂糖	5、蒸物	4、餅	3、粉類	2、雑穀
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
(五〇)	(四九)	(四七)	(四五)	(四四)	(四一)	(四〇)	(三九)	(三七)	(三六)	(三五)	(三五)	(三三)

3

27、足袋	26、靴	25、ズボン吊リ	24、靴下	23、バンド	22、ワイシャツ、カラー	21、コークス	20、石炭	19、木炭	18、繻帯材料	17、染料	16、塗料	15、印刷インキ
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
(六九)	(六七)	(六七)	(六六)	(六五)	(六三)	(六二)	(六一)	(六〇)	(五八)	(五八)	(五三)	(五一)



28、紙……………(七一)

29、包装用紙布……………(七四)

30、水 引……………(七五)

31、シ デ 紐……………(七六)

32、簾……………(七七)

33、セメント……………(七八)

34、人造肥料……………(七九)

35、鐵 類……………(八〇)

36、銅、黃銅其の他の金屬材料……………(八一)

37、鐵 線……………(八二)

38、釘……………(八五)

39、塩……………(八六)

40、金、銀粉……………(八七)

41、鏡……………(八七)

九、重要工業に於けるメートル法の實行……………(八九)

1、電氣事業……………(九七)

2、瓦斯事業……………(一〇六)

3、運輸事業……………(一〇八)

4、紡績、紡織事業……………(一〇九)

附、メートル法度量衡……………

5

1、長 さ……………(一)

2、面 積……………(二)

3、容 さ……………(三)

4、重 さ……………(四)

5、猶豫期間……………(五)

6、舊度量衡器の檢定打切さ失效……………(九)



7、實觀養成……………(一〇)

8、單位の読み方と書き方……………(一一)

9、換算……………(一三)

10、度量衡統一による利益の結果……………(一四)

11、計量矯正……………(一五)

12、取引建と包装量の改正……………(一六)

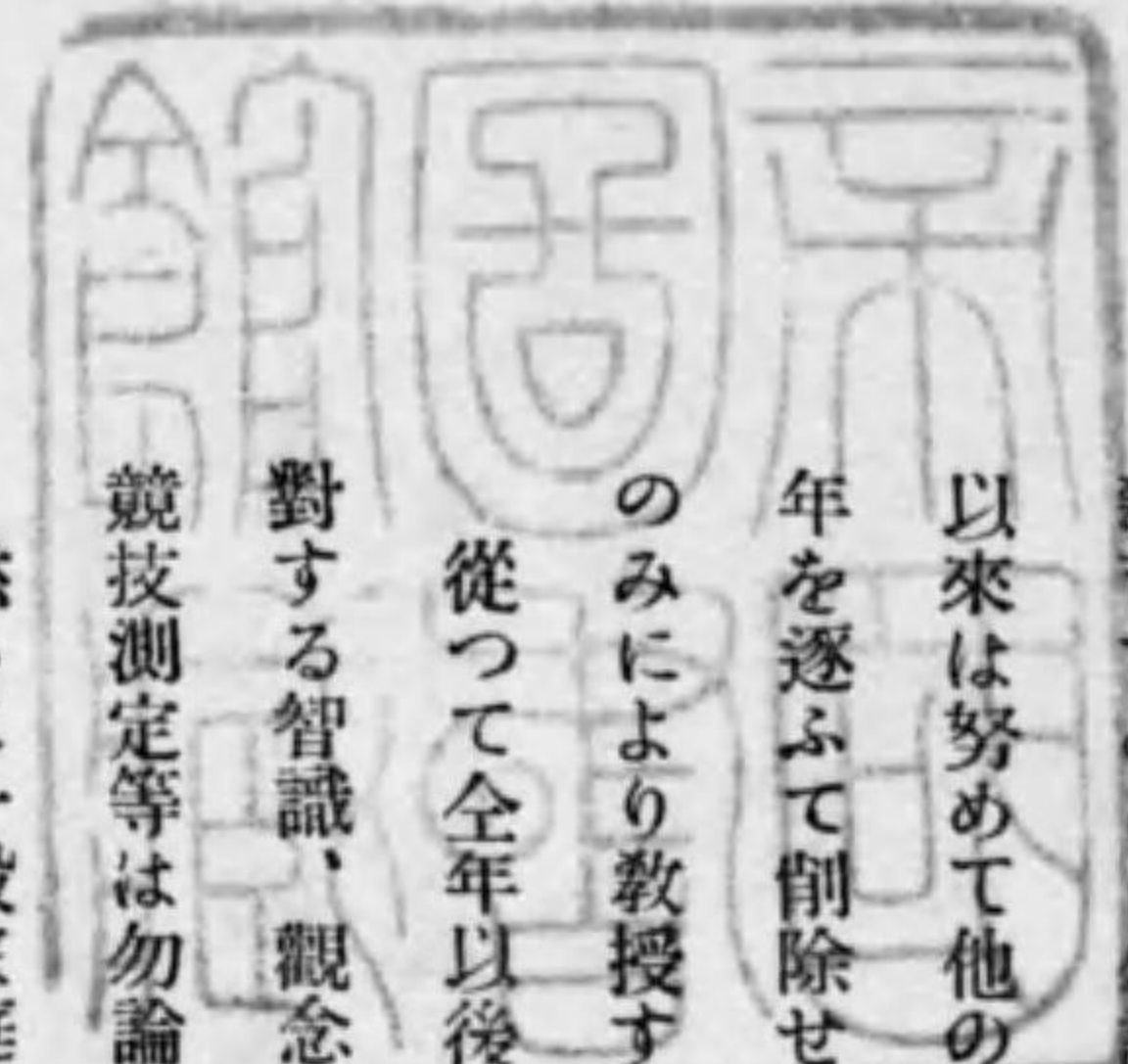
13、規格統一……………(一七)

# 一、學校教育

度量衡制度がメートル法専用となつて以來最も早くメートル法のみに移り變つたのは小學校教育である。勿論小學校教育では從來もメートル法を教へては居たがメートル法専用法律の發布以來は努めて他の度量衡の教授を避け、既に大正十三年以來教科書に記載せる舊度量衡は漸次年を逐ふて削除せられ同時に教授要目の改正を行ひ昭和四年には各學年に亘り全部メートル法のみにより教授することになつた。

従つて全年以後卒業の兒童及現在在學中の兒童は舊度量衡の名稱名位は基より、其の實量に對する智識、觀念も全然知らないもので例へば裁縫でも着丈何糎、袖付何糎云ひ身長、體重、競技測定等は勿論算術の例題に至るまで全部メートル法に依つてゐる。

然るに一般家庭に於ては日用品買出し等の場合に市場がメートル法に依れる爲余儀なく之を使用する以外は、日常生活の殆んご全部が未だ舊度量衡を使用する爲に兒童が學校に於て習得せるメートル法は家庭に於て練習の機會をさへ與へられず、甚だしきは父兄母姉等が之に習熟





せざるの故を以て却つて兒童がメートル法を使用するを非難し以て舊度量衡を強ふるが如きことありと聞くが之等は、折角の學校教育を家庭に於て破壊するもので單純なる兒童の頭腦を徒らに混亂せしめ、延いては實社會に立ち活動する際に於て大なる支障を來さしむるものである。一般家庭に於ては克く學校教育を理解し社會の大勢を洞察して兒童の指導に努め兒童が習得せるメートル法に就ては家庭に於ても常に怠らず研究をして置く必要がある。

次に小學校各學年に於けるメートル法教授の概要を記すから家庭に於てもよく之に順應して兒童の計量智識の發達を阻害せぬ様に注意するは勿論進んで之が助長に努めねばならぬ。

第一學年 手工、圖畫、遊戲等により一メートル及一センチメートルの體験を得さしむ

第二學年 度器を用ひメートル及センチメートルを實測せしめ計算により度に關する加減法及リットル、デシリットルの實測、簡單なる計算及畧字の一部を教授す

第三學年 ミリメートル、キロメートル、グラム、キログラムの實測及畧

字を教へ且之が計算を爲さしむ

第四學年 平方メートル、平方センチメートルの實測、計算及<sup>cc</sup>を教へ、長さ、面積、度と量との關係を體得せしむ。その他小數を加味して正確なる書方、讀み方、畧字全般に及ぶ

第五學年 體積と重量との關係、その他アール、カラット等全体を系統的に整理して加減乗除の練習をなさしむ

第六學年 既習事項に付實觀及計算を徹底せしむ

右は各學校に依り多少前後となり或は遲速の差はあるが何れもメートル法を専ら基礎として下級生より徐々に興味を以て其の實觀を會得する様細心の留意を拂ひ、メートル法に關する教材教具を豊富にすると共に日々の學校生活に於ける周圍の事物、例へば筆、紙、墨等の長さ及重さ、運動場の廣さ、運動教具の大きさ、重量等を各自に實測體驗せしめて愉快な氣分の裡にメートル法に對する智識を涵養し併せて計量觀念も強く深く印せしむる其の目的に差異はない。



之れに依れば教授上に於けるメートル法専用機を會に從來の如く度量衡教授は單に名稱、命位をのみ教ふるに止まらず、進んで其の實觀の養成を主眼として目測、實測等に重きを置き從來兎角假空的想像力を主としてゐた數學上に於ける教育の實際化を計る上に於ても好結果を齎らしたものである。

最近市内の主なる學校に於て試みられたる實觀養成の方法は更に一步を進めたもので、兒童をして各家庭より一升壘其の他適宜の壘を學校に持參せしめ兒童をして法定の量器によりリツトル及デシリツトルに相當する量を計量せしめて壘に移し之にエナメルを以て劃線を施し、更に上皿桿秤を用ひ壘を差引きたる重量に依りて其の精度を検せしめると同時に量と衡との相關的關係を明かにし各家庭に持歸らしめた。之は單に兒童の實觀養成のみに止まらず兒童を通じて比較的メートル法に疎き家庭の兩親、家族等にもメートル法に對する觀念を徹底せしめ、更に其の目盛を利用して家庭に於ける櫛の代用もせしめ且つ其の目盛を利用することに依りメートル法に慣れさすべき効果は洵に大なるものであつた。

又中等教育に於ても物理、化學は從來よりメートル法によつてゐたが他の科目に就いても義

務教育の改訂に伴ひ入學試験、メンタルテストの課題は勿論數學上の例題其の他の教授上に於ても殆んゞメートル法を専用してゐる。職業教育及専門教育に於ても夫々改正せられ、工業教育は從來の公式に現はれた馬力をキロワットにフートポンドをキログラムメートルに各々改めたる公式を用ひ或は商業教育に於ても物價指數、小賣値段の調査等の建の改正に伴ひメートル法による建を教材にする等何れも時代に適はしく改正せられてゐる。

## 二、郵便

外國宛通常郵便料金は明治四十年以來グラムによつて定められてゐた外、諸外國との小包郵便物交換條約は何れも重量はグラムにより容積はデシメートル等によつて規定せられてゐたが内國郵便のみは慣用の度量衡によつて取扱はれてゐた。大正十年度量衡法改正以來は内國郵便でも葉書の大きさ、切手の大きさ等は努めてメートル法によつて表示せられてゐたが愈々第五十九回帝國議會に於て兩院の協賛を経て法律を改正し内國郵便物もグラムによつて取扱はれることになつた。これによると



第一種 (書狀)重量十五グラム又はその端數毎に金三錢  
 第三種 (毎月一回以上刊行の定期刊行物)重量七十五グラム又は其の端數  
 毎に金五厘

第四種 (書籍、印刷物、商品見本)重量百十グラム又は其の端數毎に金二錢  
 第五種 (農産物種子)重量百十グラム又は其の端數毎に金壹錢

右の内第一種、第三種は從來と變りはないが第四種と第五種は從來の三十匁を換算するに百十二瓦半なるにも不拘百十五瓦改正せられて二瓦半丈切捨てられたがこれは換算上已むを得ぬ次第で實際は殆んど影響はないが制限量に一杯の場合はそれ丈斟酌せねばならぬ。

### 三、鐵道

鐵道省に於ては既に大正十三年より先づ比較的對外關係の尠い内部方面より改正に着手し設計、製圖の改訂から仕様書の變更、建設規定の改正等々其の歩を進めてゐた。更に其の半面に於ては全國に散在する各驛の衡器の改正、才取尺の取替等は破損の度毎に之を行ひ内外共其

の準備の整ふのを待ち、昭和五年四月には運輸規定を改正して重量を疋に、距離を籽により一齊に運賃制度の大改革を斷行した。

これに依ると從來の哩程或は里程の言葉を籽程に改め一籽以下は一位迄即ち百メートルを最低單位として採り賃金の計算には一籽未満は一籽に切り上げ其の料金に一錢未満の端數の出た場合は一錢に繰り上げることになつてゐる。

#### イ、賃金

八十籽以下ノ籽程	每一籽ニ付	一錢五厘六毛
八十籽ヲ超ユル籽程	全	一錢三厘一毛
百六十籽ヲ超ユル籽程	全	一錢〇六毛
三百二十籽ヲ超ユル籽程	全	八厘七毛
四百八十籽ヲ超ユル籽程	全	七厘五毛
六百四十籽ヲ超ユル籽程	全	六厘九毛
八百籽ヲ超ユル籽程	全	六厘三毛



口、普通急行料金

等級	秆程	四 百 秆 迄	八 百 秆 迄	八 百 一 秆 以 上
三 等		六 十 五 錢	壹 圓	壹 圓 貳 拾 五 錢
二 等		壹 圓 參 拾 錢	貳 圓	貳 圓 五 拾 錢
一 等		貳 圓	參 圓	參 圓 七 拾 五 錢

特別急行料金

等級	秆程	四 百 秆 迄	八 百 秆 迄	八 百 一 秆 以 上
三 等		壹 圓 參 拾 錢	貳 圓	貳 圓 五 拾 錢
二 等		貳 圓 五 拾 錢	四 圓	五 圓
一 等		四 圓	六 圓	七 圓 五 拾 錢

ハ、手荷物無賃輸送ノ範圍

三 等	參 拾 貳 圓
-----	---------

二 等	四 拾 貳 圓
一 等	六 拾 貳 圓

但し長さ二メートル、幅及厚さ一メートル、容積一立方米を超えるもの又は重量百五拾貳を超えるものは手荷物扱ひとせず

ニ、乗車券通用期間 (片道ニ付)

百 秆 迄	二 日
-------	-----

百一秆以上百秆ヲ増ス毎ニ更ニ一日ヲ加フ

ホ、途 中 下 車 (片道ニ付)

八 拾 秆 迄	一 回
五 百 秆 迄	二 回
千 秆 迄	三 回
千 五 百 秆 迄	四 回
千 五 百 一 秆 以 上	五 回



尙大阪驛を中心として全國主要驛迄の距離を示すに次の通りである。(端數切上げ)

行先	料程	三等料金	途中下車	通用期間
京都	四三 <small>料</small>	六八 <small>錢</small>	一 <small>回</small>	二 <small>日</small>
名古屋 (東海道廻り)	一九一	二、六三	二	二
静岡	三七七	四、四九	二	四
東京	五六九	六、〇六	三	六
仙臺 (本線廻り)	九二一	八、四六	三	一〇
青森 (本線廻り)	一、三〇九	一〇、九〇	四	一四
新潟 (本線廻り)	六一六	六、四一	三	七
金澤	二九八	三、七六	二	三
神戸	三四	五四	一	二
廣島	三三九	四、一六	二	四
下關	五六三	六、〇一	三	六

尙九州方面への料程は下關、門司間の海路を除いた距離である。又奈良は上本町六丁目を起  
点させる大軌電車、和歌山は難波を起點させる南海電車に依つたものである。

### 四、地積

地積を稱するに從來は坪或は町、段、畝、歩等を用ひ従つて地租の徵收も之れによつてきた  
が愈々第五十九回帝國議會に地租法の改正案が提出せられた。全法案第七條に依れば地積の計  
り方はメートル法により左記の通りになつてゐる。

福岡(博多)	六四二 <small>料</small>	六、七〇 <small>錢</small>	三 <small>回</small>	七 <small>日</small>
鹿兒島	九六三	八、七三	三	一〇
鳥取	二七五	三、五二	二	四
和歌山	六五	九六	一	二
奈良	三一	四八	一	二

一、宅地及鑛泉地の地積は 平方メートル  
但し平方メートルの百分の一未満の端數は切捨つ



二、前記以外の土地即ち田畑、鹽田、池沼、山林、牧野等の地積は

アール

但し一アールの百分の一未満の端数は切捨つ

又一筆一アールの百分の一(即ち一平方メートル)未満のものは一アールの一万分の一(即ち一平方メートルの百分の一)未満の端数は切捨つ

右は昭和六年四月一日より實施せられる豫定であるから従つて今後は地積右の稱呼によらねばならぬ。

### 五、政府の購入、拂下

大阪府及府の各解に於ては大正十三年以來知事の訓令により購入又は拂下をなす物品の單位は出來得る限りメートル法によつてゐるが、政府に於ても内閣各省會議の決定により全國的にメートル法によることとし、昭和五年三月各品種を舉げて單位の改訂稱呼を定め之が勵行方付各府縣及關係官公署宛通牒する所があつたので、大阪府に於ても全年三月内務部長より各市町村、學校長、警察署長、各解長に通牒して一層之が徹底を期することになつた。其の舊稱單位に改訂單位は次の通りである

品名	舊稱單位	改訂單位	品名	舊稱單位	改訂單位
木炭	貫	キログラム	印刷用インキ	匁	グラム
石炭	斤、貫	キログラム、トン	インキ	升	リットル
薪	貫	キログラム	印肉	匁	グラム
コークス	斤	キログラム	墨汁	合、升	リットル
曬木綿	ヤール	メートル	エナメル	ポンド	リットル、キログラム
金線織	ヤール	同	ペンキ	同	同
金冷紗	尺	同	ワニス	同	同
綿布	尺	同	コールドアイ	同	同
毛糸	匁	グラム	護謄管	尺	メートル
肥料	貫	キログラム	蠟燭	匁、ポンド、斤	キログラム
襪	同	同	米燭	匁、貫	グラム、キログラム
針金	尺、貫	グラム、キログラム	麥	升、石	キログラム、トン
電線	同	メートル、キログラム	雜穀	同	同
木材	東、石、メ	同	酒	同	同
			味噌	同	同
			油	升、石	リットル
					グラム、キログラム
					リットル



砂	糖	多、貫、斤	グラム、キログラム	ハム	斤	同
米	糖	同	同	バター	同	同
鹽	多、升、斤	同	同	肉類	多、貫、斤	同
茶	多、斤	同	同	生類	多、貫、斤	同
經節	多、貫	同	同	凍水	多、貫	同
						グラム
						キログラム

### 六、日用品の小賣建

メートル法専用は單に度量衡の改訂のみに止まらず其の影響する所が相當根強き商習慣の更新或は包装量、規格の改正統一及建値の統一等にも及ぶので従つて各會社、商店個々に實行することは相當困難な事情にあり且つ其の統一上好結果を得ることも望めないもので、從來より主として同業組合、準則組合其の他の同業團體と協力して實行促進に努めてゐる。

勿論之が具體的方策に對しては曩に大阪、堺兩商工會議所に對し取引建と包装量の改訂、商品サイズの改定並に主なる商品三十種に付個々の取引習慣の改善等「メートル法實施に伴ふ商習慣の更新」に關する具體案を示して答申を求め更に昭和四年九月には主なる日用品百有餘種に付ての小賣建改正案を示して意見を求める等、一種の商品に對するメートル法實施に伴ひ之が一般實業界並に他種の商品に對する影響をも斟酌して對策を決し、改善案に對して萬遺漏

なきを期したる上其の機熟するを俟つて各同業團體をして更に専門的に研究せしめ以て同業者一同の歩調を整へ一齊に實行せしめてゐる。

昭和四年九月大阪、堺兩商工會議所に照會の小賣建改正案は次の通である。

### 日用品ノ小賣建改正ニ關スル件照會

メートル法實施ニ伴ヒ日用品ノ小賣建ノ改正ヲ要スルモノ有之候處今般其ノ筋ヨリ照會ノ次第モ有之候條別紙改正案ニ對スル御意見來ル十月十日迄ニ御回示相成度候也

### 日用品小賣建改正案

品	種	值	建	備	考
内地	白米	一	一	一	
外國	白米	一	一	一	
糯	米	一	一	一	



西	夏	水	芭	芭	枇	ト	蓮	百	南	唐	青	玉	葱	キ
	密	密	且			マ		合		辛				ヤ
瓜	柑	桃	荖	蕉	杷	ト	根	根	瓜	子	豆	葱		ッ
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸

漬	胡	午	大	里	馬	甘	蕎	饅	食	菜	小	大	澱	改
	羅				齡				麵					良
菜	荷	勞	根	芋	薯	諸	麥	餛	麩	豆	豆	豆	粉	麥
—	—	—	—	—	—	—	百	百	二	—	—	—	—	—
									百					
𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	瓦	瓦	瓦	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸	𧄸

全  
一玉標準  
一切レヲ標準トス







綿	粉	麥	茶	燒	清	氷	角	分	精	食	鯉	食	味	味
末	末					砂	砂	密						
ネ	コ													
ル	ヒ	茶		耐	酒	糖	糖	糖	糖	鹽	節	酢	淋	噌
一	百	百	百	一	一	一	一	一	一	百	一	一	一	一
				リ	リ						リ	リ		
				ツ	ツ						ツ	ツ		
				ト	ト						ト	ト		
米	瓦	瓦	瓦	ル	ル	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	ル	ル	瓦

罐詰五百グラム

罐詰  
 一三  
 二一  
 リリ  
 ツツ  
 トト  
 ルル  
 トル  
 二リ  
 ツツ  
 トル

樽詰  
 三十五  
 七十五  
 リリ  
 ツツ  
 トル

箱詰  
 一五  
 二五  
 キロ  
 三  
 四  
 キロ  
 六  
 八  
 キロ  
 十  
 十二  
 キロ

罐詰  
 一三  
 二一  
 リリ  
 ツツ  
 トト  
 ルル  
 トル

醬	干	椎	昆	生	干	煮	身	摺	摺	蝦	鰻	蛸	生	生
油	瓢	茸	布	節	錫	干	練	鱒	鮭				鱈	鱈
一	百	百	百	百	百	百	一	一	一	百	百	百	百	百
リ														
ツ														
ト														
ル	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦

罐詰  
 一三  
 二一  
 リリ  
 ツツ  
 トト  
 ルル



石	薪	木	毛	綿	打	銘	金	捺	縞	晒	紅	新	羅	富	モ
炭	炭	炭	糸	糸	綿	仙	巾	染	木	木	絹	モ	紗	士	ス
千	一	一	百	百	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
疋	疋	疋	瓦	瓦	疋	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米

一 反標準十メートル六以上  
 一 反標準十メートル六以上  
 一 反標準十メートル六以上  
 一 反標準十メートル六以上  
 一 反標準十メートル六以上  
 一 反標準十メートル六以上  
 一 反標準十メートル六以上  
 一 反標準十メートル六以上  
 一 認標準二十五瓦以上  
 一 依標準(十五疋) 二十疋 三十疋  
 二十五疋

丸	亞	杉	板	石	電	瓦	コ
釘	鉛	材	材	油	氣	斯	ー
一	一	一	一	一	KW/H	一	千
疋	平	平	平	リ	トル	立	疋
	方	方	方	ツ		方	
	米	米	米	ト		米	
				ル			

一 呎ハ五十疋以上  
 標準建物一、六厘厚  
 標準建物一、二厘厚  
 標準建物日本標準規格〇、三五耗厚  
 日本標準規格四十耗モノ

右答申 大阪商工會議所ノ分

日用商品ノ小賣建改正ニ關スル答申

九月十九日附權第六五五號ヲ以テ御照會相成候日用商品ノ小賣建改正ニ關スル件ニ就キ當業者ノ意見ヲモ參酌シテ慎重審議ノ結果左記ノ種目ノ外大體ニ於テ適當ナリト相認メ候  
 但シ之カ實施ハ多年ノ商習慣ヲ一變スルモノニシテ商工業並ニ一般國民生活上ニ直接影響スル



所至大ナルヲ以テ當局ハ新法實施猶豫期間中ニ於テ先ツ專賣品、關稅、諸稅ノ賦課物件ヲ始メ政府ノ施設ニ係ル交通、運輸、通信等ニ付度量衡ニ關係アルモノ、一切ノ單位ヲ新法ニ改メ範ヲ示シテ一般民衆ヲシテ徐々ニ之ヲ習熟セシメラル、様御配慮相煩度切望致候  
右御回答申上候也

記

- 一、牛乳 一リットル 塩詰（一）デシリットル  
（二）デシリットル ヲ探ル
  - 二、石炭 千疋 (五十疋) ナ加フ
  - 三、晒木綿 當所ノ意見トシテハ改正案ニ賛成ナルモ現在小賣取引ニ於テハ二丈五尺建（換算九・四七米）ヲ慣用シツ、アリ、之カ改正ニ關シテハ生産者側ト密接ナル關係アルヲ以テ織元ヨリ新法ニ改メシムル必要アルヲ認ム
  - 四、改正案ノ品目以外ニ於テモ麥酒、葡萄酒、清涼飲料水其他塩詰物ハスベテ新法ニ據ル必要アルヲ認ム
- 以上

堺 商工會議所ノ分

日用品小賣建改正ニ關スル件ニ付答申

昭和四年九月十九日附權第六五五號ヲ以テメートル法實施ニ伴フ日用品小賣建改正案ニ關シ會ノ件調査ノ上左記及答申候也

記

品 種	價 建	備 考
唐 辛 子	一 疋	
右品種ニ對スル小賣建ハ百瓦ヲ適當トス		
福 神 漬	百 瓦	
右ハ概ネ罐詰ニテ取引チナスニ依リ罐入製造ヲ瓦本位トナストキニ於テ原案ヲ適當ト認ム		
豆		
腐	木綿五百十瓦 絹漚二百五十瓦	各一丁標準
本品ニ對スル小賣建ハ原案ヲ適當ト認ム、而シ裁然タル標準區分ハ其品質上ヨリ之ヲ爲ス能ハザルモノナラン		



牛 乳 一リットル又ハ 罐詰(百瓦又ハ 二百瓦) 又ハ 二百cc. 又ハ 一デシリットル

本品ニ對スル値建ハ原案ヲ適當ト認ム、但シ本市ノ如キハ大阪牛乳同業組合ニ屬セルヲ以テ同組合ノ協定ヲ先決トナスノ必要アラン

煉乳	五	百	瓦	一罐標準
牛 肉	百	瓦		
豚 肉	百	瓦		
鶏 肉	百	瓦		
鶏 卵	一	瓦		

以上ノ品種ニ對スル小賣値建ハ原案ヲ適當ト認ム、但シ煉乳ノ如キハ製造業者ニ於テ一罐標準ヲ本案ニ依ルヲ先決トナスノ必要アラン

食 糧 一 瓦

本品種ハ現在專賣局ヨリ指定セル斤取扱ノ改正ヲ前提トシテ小賣値建ハ原案ヲ適當ト認ム

晒 木	綿	一	米	一反標準十メートル六以上
綿 木	綿	一	米	一反標準十メートル六以上

以上品種ニ對スル小賣値建ハ原案ヲ適當ト認ム、但シ現在一反標準ハ各製産地ニリ區々タリ之ガ統一ヲ先決トス

毛 糸 一 百 瓦 一 總標準二十五瓦以上

本品ニ對シテハ原案ヲ適當ト認ムルモ内外製造業者ニ於テ本案ニヨリ製造販賣ヲナスヲ先決問題トス

薪 一 瓦

本品ニ對スル小賣値建ハ少クトモ五瓦單位ヲ適當ト思料ス

亞鉛 鍍板	一	平方	米	日本標準規格〇、三五
丸 釘	一	瓦		日本標準規格四十耗モノ

以上諸品種ニ對スル小賣値建ハ原案ヲ適當ト認ムルモ内外製造業者ニ於テ本改正案ニヨリ製造セシムルヲ先決問題トス

右列記以外ノ品種ニ付テハ改正案ヲ適當ト認メ候 以 上

### 七、メートル法實行上の障害

然し乍ら實行に對する機運の促進は各會社、商店個々の力であり其の實行成績如何も亦各會社、商店の熱心ミ努力に俟つ所多大であるので昭和五年四月一般商工業者五千名に對し



「貴店の商品は何故未だメートル法に改正せられざるや」の照會を發して之が回答を求めると共に實行に對する刺戟をなした。

今之が成績を大別すると

- 一、未ダ改正セズ或ハ未ダ改正未着手ノモノ 三七、四%
- 二、既ニ全部改正實行セルモノ 二三、三%
- 三、一部改正實行シ又ハ目下併用セルモノ 一五、三%
- 四、改正準備中ノモノ 一一、二%
- 五、照會ヲ機トシテ改正ニ着手セントスルモノ 三、一%
- 六、其ノ他 九、七%

尙右の内未だ改正せざるもの、理由を十項に分けて内容を検討するに

- 一、顧客ノ理解ナシト認メラルル爲實行セサルモノ 二四、四%
- 二、仕入元又ハ製造元ニ於テ改正セザル爲實行ナシ難キモノ 二一、六%
- 一、改正實行ニ對シ同業者又ハ同一地域内ノ營業者ガ步調ヲ一ニセザル爲實施ナシ難キモノ

ノ

- 一、永年ノ商習慣ニ依リ漫然ト改正ヲ爲サザルモノ 一三、三%
- 一、容器ノ改廢又ハ器物ノ改造等主トシテ經濟上ノ影響ニ依リ改正ヲ躊躇セルモノ 六、六%
- 一、材料ヲ輸入ニ仰キ又ハ同種商品ノ輸入品ガ改正セズ、或ハ海外ニモ顧客ヲ有スル等主トシテ對外關係ノ爲實行遲延セルモノ 六、五%
- 一、關係法規ノ改正ナキ爲又ハメートル法ノ猶豫期間ガ長期ナル爲未ダ改正セザルモノ 五、四%
- 一、原料、材料ノ仕入ガ改正セラレザル爲換算ノ煩ニ堪ヘズトスルモノ 三、五%
- 一、メートル法ニ不熟練ノ爲改正ヲ爲サザルモノ 一、九%
- 一、其ノ他 三、一%

右の成績に依つて見ても各種商品を取扱ふ會社商店等に於ては夫々の業務や作業によつて各々趣を異にしてゐるので従つてメートル法普及の程度は一率でないが今次に之が改正實行せる



商品の主なるものを掲げることとする。

## 八、メートル法に改正せる主なる商品

### 1 白 米

白米の枴目取引は祖先傳來の習慣ではあるが、種々の弊害があつたので之を目方取引、然かもメートル法によるキログラムによつて賣買する二段の改正を同時に斷行した。

元來粒狀物の枴目取引が不合理極むことは論を俟たないが水分により其の容量に著しき差を生ずる白米に於ては特に甚だしい。

今一斗の米に付て枴目取引によつて起る差を見るに、

- 一、一升枴で十杯計つたものは一斗枴で一杯計つたものより間隙の大小により約二合位少ない
- 二、搗きたての米は大底二十五、六度位の温度を保つて膨脹してゐるが約二十四、五時間も放置せば冷えて約二合位減る
- 三、枴で計ると計る人の手加減で約二合位違ふ

四、一合の水を吹きかけると數時間の後には約二合五勺位、二合の水を吹くに約四合五勺位増す

五、二合の糠を混ぜると約二合八勺位増す

故に以上の諸條件が一度に合致する時は一斗に付て八合以上の差を生ずることは易々たるものである。のみならず一斗計つた米でも更に計りかえるに碎け米が出来たり、糠が取れたりするので再び一斗に計れぬ等の欠點もあるが重量取引では(一)(二)(三)の欠點は全然除去せられ、又水や糠を混じてもそれ自身の重量丈しか殖えないから大差がないのである。

白米の一定容量に對する目方は品質によつて多少異なるが當府に於て各地の米に付實驗した處によるに一升で大体一、四二五瓦(約三百八十匁)内外であるから一疋は七合〇一七四、一升は約一疋四二五となり、之れで枴目と疋との關係も明かになる。

改正當時は註文一斗に對し十四疋と見做して實行してゐた爲、未だ一部需要家は十四疋或は二十二疋と註文してゐるのも見受けるが、大部分は勘定に手間取らぬ様に十疋、二十疋或は五十疋と云ふ風に簡單なる整数で取引せられて來た。



白米の取引は所謂長期の猶豫年限のある方にも不拘、既に六年以前大正十五年七月（公設市場は四月）より大阪市内四千數百軒が一齊に勵行し同年中に府下全般に波及し現在では管内五千六百軒の白米商全部がキログラムで賣り出してゐる。

今白米の平均重量と容量との關係を示すに次の如くなる。

一キログラム	七、〇七一四	一	升	一、四二五
二キログラム	一四、〇三四八	二	升	二、八五〇
三キログラム	二一、〇五二二	三	升	四、二七五
四キログラム	二八、〇六九六	四	升	五、七〇〇
五キログラム	三五、〇八七〇	五	升	七、一二五
六キログラム	四二、一〇四四	六	升	八、五五〇
七キログラム	四九、一二一八	七	升	九、九七五
八キログラム	五六、一三九二	八	升	一一、四〇〇
九キログラム	六三、一五六六	九	升	一二、八二五
十キログラム	七〇、一七三七	一〇	斗	一四、二五〇

2 雜 穀

白米の販賣による枿の廢棄に伴ひ雜穀類もグラムによつて取引せられるものが年々多數になつて來た。併し多くは一斗以内の取引であるから枿賣による實害が米程でなく、従つて其の改正實行も場末、郡部に於ては未だ徹底しないが目下大阪穀物商同業組合では夫々の部會で統一實行の協議中であるから遽からず全部の販賣も徹底し追つて郡部も之れに倣ふものと思はれる。雜穀類の一定容量に對する目方も白米同様産地及品質によつて多少異なるが實驗の結果は左表の通りで公設市場其他に於ても從來の枿目との換算は之れによつてゐる。（但し端數の切捨、繰上によつて多少の過不足は免れない）

品 名	一升に對する目方	一斗に對する枿目
丸 麥	約 一斗三〇〇	約 七合七勺
平 麥	約 一斗	約 一升
麥 茶	約 五〇〇瓦	約 二升一合
小 豆	約 一斗四五〇	約 七合
大 福 豆	約 一斗三〇〇	約 七合七勺



煎南	炒碗	煎蚕	蠶豆	一寸	一文	黑大	白大	赤碗	青碗	紅金	金時	中長	白丸	丸丸	虎豆
京豆	豆	豆	豆	豆	豆	豆	豆	豆	豆	時	時	鷄	鷄	鷄	豆
約六五〇瓦	約九〇〇瓦	約九〇〇瓦	約一疋二五〇	約一疋〇五〇	約一疋四五〇	約一疋二〇〇	約一疋二五〇	約一疋三〇〇	約一疋三五〇	約一疋四〇〇	約一疋三〇〇	約一瓦二五〇	約一疋四〇〇	約一疋三五〇	約一疋三五〇
約一升六合	約一升一合	約一升一合	約八合	約九合七勺	約七合	約八合二勺	約八合	約七合七勺	約七合三勺	約七合二勺	約七合八勺	約七合九勺	約七合三勺	約七合五勺	約七合五勺

粟

約一疋四〇〇

約七合一勺

3 粉類

粉類でも小賣用の小袋入は従来より三百瓦入或は六百瓦入等メートル法によつて詰込むものもあつたが、卸賣せらるゝ大袋入は各製粉會社により詰込量や表記方法等が一定せず斤によるもの、封度によるもの、貫によるもの等區々であつたが昭和五年六月本邦主要製粉業者を以て組織せる全國製粉聯合會に於ては産業の合理化に伴ひ此の弊を除去する爲左の如く斷然メートル法に改め全年九月一日より實行することになり、各方面に對し夫々聲明書を發し宣傳に努め目下圓滿に勵行してゐる。

- 一、小 麥 粉 一袋正味量 二十二疋
- 一、布 入 穀 一袋正味量 三十疋

併し乍ら一部に於ては小麩の特殊品を従來の二十八斤の換算値を其の儘十六、八疋として發賣してゐるものもあるが之等は過渡期の一現象に過ぎず近く整理せられるものと思ふ。

4 餅





餅の取引は従来一升餅或は三升餅等と稱して、搗き上げ以前の糯の容量を標準としてゐたが何分糯の間なれば一升、二升等と其の容量も解るが一度餅になつて失へば計ることが出来ないので、一升の餅を五百匁とする所謂「五百匁一升」の慣習等もあり其の取引は兎角公正を缺く嫌があつた。大阪菓子同業組合の餅饅頭部では昭和五年五月理事會に於て多年の懸案であつた値建を改正し之をキログラム取引となすことに決議して全年六月一日から實施してゐる。尙糯一升は幾何の餅に搗き上るかを臺灣産丸糯により實驗した所左の如く

搗き上り

二一〇〇瓦(五百六十匁)

翌日の目方

二〇〇〇瓦(五百三十三匁)

内地産の糯を用ふると更に重くなるが大體従來の一升の餅標準は二キログラムが本當であることが明かになつたからそれを標準に註文すればよい。

## 5 蒸物

赤飯も餅の場合と同様に蒸し上つたものを榎目で計ることが出来ないにも不拘、一升、二升等と稱して賣買してゐた爲兎角其の間不確實なる取引が行はれ勝て従つて「六百匁一升等」の

慣習もあつた。然し元來赤飯は左表の實驗成績に示す如く小豆と糯との混合割合で重量も異なり之が爲一率に一定容量を重量で表はすことに無理があつたので昭和五年六月餅の販賣り實施と同時に之を歩調を一にして全然容量に關係なく一升幾何の重量取引とすることになつた。

糯	一割五分	一升到付
小豆	八割五分	約二升四百瓦
糯	八割	一升到付
小豆	二割	約二升五百瓦

右表に示す通り一升は大體二升四百乃至二升五百瓦位だから之を標準とすれば従來との關係も一層明瞭になる。

## 6 砂糖

贈答用砂糖の箱詰は大正十四年七月から斤及グラムの併記をしてゐたが、従來の所謂斤箱の容量を換えることなく斤を本位として其れをグラムに換算した値を斤と共に表記したに止まり、實に姑息なものであつた。のみならず箱詰と云つても紙箱及木箱の二種類があつて、しかも或は正味何斤入と稱し或は箱共何斤入と稱する等之をその容量で分類するときは三十餘種



の多数であつた。

グラム単位による取引建の改正に先立ち大阪砂糖商同業組合では先づ箱詰を整理することとし昭和二年十二月より紙箱の包装を廢して木箱のみとし同時に左の如く箱は疋の容量を有するものを八種に限定し、しかも木箱に烙印を以て正味量の表記をなし、箱共何斤と稱するものを一切廢止することにした。

#### 砂糖規格箱

一、五キロ	三	六	十
二、一〇キロ	四	八	十二
	キロ	キロ	キロ

此の實行に當つては砂糖商同業組合は製箱業者と提携し製箱業者は斤箱の製作を昭和二年六月限り之を打ち切り、爾來疋箱のみの製作に従事し昭和二年十二月の贈答期に砂糖商同業組合指定品として一齊に賣出した結果、組合地域以外の郡部でも新箱の購入は自然此の規格の他はないので漸次之を用ひ、又大日本製糖に於ても同様前記の疋詰とすることになつたので一般の實觀養成に益する所は誠に大きなものがあつた。

衡器は從來より組合に於て共同購入又は共同改造の斡旋中であつたから改正せられたものも

相當多く、又遅れてゐるものも箱詰の際には換算の手数を要するので能率上キログラム目盛に改造するものが贈答期の度毎に増加し今日では殆んど疋目盛となり、従つて一般小賣の疋賣りも公設市場、一流砂糖商は勿論のこゝ年々其の數を増加してゐる。

#### 7 茶

茶は從來斤建であつたが値段が生常高い關係上、實際小賣に於ては最高一斤に止まり普通は半斤又は小半斤と稱する所謂四分の一斤が實際の取引建であつた。

大阪市茶業組合に於ては大正十三年以來組合員の衡器の改造を促し準備中であつたが昭和二年三月の通常委員會に於て期熟せりとしてメートル法専用を決議し之を實際の取引建と合致せしめ

一、薄	茶	五十瓦建
二、玉露	以下	百瓦建

として標準價格を決定し昭和二年四月より實行を始めた。  
尙實行と同時に市内電車に互建販賣の特別廣告をなし周知に努め且相場の變動による値段改



正の度毎に改正建値による値段を店頭に掲示してゐる。公設市場及一流茶舗は建値を其の儘取引建値としてゐるが其の他は建値は前記の通りとし取引建値を六百瓦としてゐる向が大分ある。併し値段書が六百瓦になつてゐるから舊建値を以て購入する客が追々少なくなり二百瓦又は三百瓦と言ふ客が漸次増加してゐる。衡器は堺其の他の茶業組合に於ても殆んど改造せられ之れに伴ひ六百瓦を取引建値とするものが年々共に多くなつてゐる。

8 牛 乳

昭和二年十月より大阪に於て最も規模の大きい久世牧場、三國牧場等が従來の糺を一切廢棄して二デシリットル及一デシリットル詰を發賣したのが刺激となり、漸次リットル詰とするものが多くなつて來た。更に近年物價の低落に伴ひ牛乳も當然値下げの狀勢に迫られ度々新聞紙により其の機運を促進せられた爲、府下全牛乳取扱業者を含む大阪牛乳同業組合でも遂に値下げ問題に對抗して昭和五年六月組合會を開催し値段は従來の儘を維持して、量目を一割増量の二デシ及一デシリットル詰に改正。昭和六年一月より實行の決議をした。従つて本年一月に至り生乳社、關西牧場、マルキ牛乳部等有數の大牧場が一齊に實施するこゝになつたので改正

に躊躇してゐた當業者の小賣戰線に異狀を來し、續々二デシリットル及一デシリットル詰に改正せられてゐる。

9 酒

酒及醬油は樽及罎の詰込量の規格改正と小賣のリットル賣りの三方面に亘つて改正を行はねばならぬ。今日迄の改正の過程を示すこゝ

樽 詰	實 行 者	實 行 事 項	改 正 年 月 日
大阪府堺酒造組合	大樽	七十五リットル	昭和二年九月
	小樽	三十五リットル	
巖 詰			
南河内酒造組合	二リットル		昭和四年四月
	一リットル		
中北河酒造組合	全		昭和四年九月
三島郡酒造組合	全		昭和四年十二月
豊能郡酒造組合	全		昭和五年四月



泉南郡酒造組合 二リットル、一リットル 昭和五年十月

小 賣

岸和田市酒類商組合	リットル建	昭和五年三月
佐野貝塚酒類商組合	全	昭和五年三月
春木酒類商組合	全	昭和五年三月
堺酒類商同業組合	全	昭和五年四月
池田酒類商組合	全	昭和五年六月

樽詰は販路の関係上兵庫縣灘五郷と同一歩調を以て同時に實行したのであるが元來銘酒の樽は從來より大樽にて四斗二升（約七五、六立）以上、半樽にて二斗一升（約三七、八立）以上の容量を有するものであるから灘五郷の實行は規格改正に非ずして單に表記の更正に過ぎず、又此の改正によつて樽込小樽二挺の値段を大樽一挺の値段と殆んど等しくなる様に定めたのは駄賣には一見便利であるが、樽の相場によつて永久に此の割合を持續するは難しく且つ建値の算出に二桁の計算を要するから理想より謂へば更に改正の余地があるものと思ふ。

樽詰は堺市宅合名會社醸造の清酒「メートル」が全國に率先して實行し次いで大塚合名會社の「長春」肥塚合名會社の「都菊」等も之に倣ひ、灘にて醸造せらるゝ忠勇、松竹梅、本鷹等も相次いで二リットル詰を市場に出し更に昭和三年四月に至り南河内酒造組合は全國に於ける團体的の實行に先鞭を付けた。其の方法は先づ組合に於て最初一リットル樽及二リットル樽十萬本を購入し舊樽は時價以上を以て組合に買取り、僅小の差金にて同數のリットル樽を組合員に渡すこととし一齊に勵行を始めた。其の結果は從來の口吹樽に比し容量が統一せる爲詰込欠減率が著しく減小し好成績を得たので中北河、三島、豊能、泉南の各酒造組合も相次いで之に倣ふことになつた。之の爲古樽界は急に一升樽が飽和するに至り一本八錢乃至十錢のものが急落二錢と成る等の挿話を残し今では府下に於て一升樽が殆んど見當らぬ迄に徹底し一般家庭に於けるリットルの實觀養成上得る所が多かつた。

又需要家は此の改正により内容量が一割以上の増量にも不拘値段は平均約七分に當る十錢上に過ぎないから、實質上の値下りと同様の結果になりリットル樽の方が却つて徳用である。更に大阪に於て最も需要の多い兵庫縣灘に於て生産せらるゝものは、昭和五年より改正せる



「白鶴」及一部分を除き大部分は舊一升詰のものに對し一、八〇〇<sup>c.c.</sup>、五合詰のものに九〇〇<sup>c.c.</sup>等と正味量表記の更正をしてゐるが之等は過渡期に於ける一時的現象であつて眞に實行せるものは云ひ難く却つて一升或は五合の實觀を想起せしむるものでメートル法の徹底上寧ろ障害なるから之等は一日も早くラウンドナムバーにより完全に改正せねばならぬ。尙各酒造組合に依ては宴會用の小詰を三デシリットルに統一することとし大分市場に現はれてゐる。

小賣りに於ては從來の木製樽は第一非衛生的で自然毀損即ち塗料の剝脱、口縁の磨滅等甚だしき爲、岸和田市に於ては酒及醬油をガラス樽によるリットル賣りとなし次いで隣接せる各町村及堺市も之に倣つて實行するこゝになつた。併し大阪に於けるリットル販賣が兎角徹底せぬのが甚だ遺憾であつたがガラス樽は破損率が多いので兎角之が障害をなしてゐたかの如き觀があつたが比較的格安の石炭酸樹脂性樽の出現と同時に今後の實行は割合に進捗するものと思はれる。

## 10 香 料

香料を取扱ふ専門店、問屋等は比較的其の数が少なく従つて之がメートル化も比較的早く經

り大正十二年七月、其の包装量を左の七種に依ることを決議した。

十五 匁	一 匁	百 匁	二十五 匁
五 匁	五百 匁	五十 匁	

其の實行に當つては

「香料商はなるべく速にメートル法に依る賣買を實行し各店の製品及小分品は遅くも本年末迄にメートル法に改むること」

の條件を附して同時に廣く各地の製造業者、輸入業者にも實行を懇願して賛成を得、大正十三年よりは完全に之を實行したので其の取引状態も從來よりは余程簡便になつてゐる。

## 11 果 實 蜜

果實蜜の量目は單に其の容量のみならず糖度の濃淡が直接内容量の過不足と同一の結果を及ぼし且一般素人の需要者には容量より濃度の鑑別の方が難かしいので、大阪果實蜜製造業組合では昭和五年五月から糖度の濃淡をボーメ度によつて五級に分ち表示をなし一定の證紙を貼布するこゝにした。



濃度 (ボーメ度)	證紙符號	色彩
三十五度以上	A	金色
三十度以上三十五度未満	B	銀色
二十五度以上三十度未満	C	赤色
二十度以上二十五度未満	D	青色
十六度以上二十度未満	E	黄褐色
但 公差許容量を次の如く定む		
A、B 一度二分ノ一	C、D 一度	E、二分ノ一度

之れにより其の品質が判然とし安心して購入することが出来る。

又其の容量も果實蜜其の他清涼飲料水の種類が年々増加するので罎の形状も幾十種の多數に上り従つて其の容量も區々で、外見から量目の多少が判り難かつたがボーメ度の表示と同時に全部其の正味量を表記することにした。

元來果實蜜は多くの場合化粧罎を用ふる慣習になつるが之等も罎型の統一を實行し眞に品質の如何により公明なる競争をするならば現在より非常に安くなるものと思はれる。

## 12 罎 詰

尙營業用に用ふる大罎は二リットル罎を用ふるものも相當多く、ビール罎を用ふるものは其の容量を六二〇cc.に限定し何れも表示容量に對し溫度其の他の自然減量を百分ノ一と規定せられた。

輸出罎詰に付てはグラム表記のものよりも輸出國の固有度量衡により正味量を表記するものが多いが内地向きのものに對してはメートル法の普及と共に大分グラムによる表記が多くなつて來た。

罎詰協會が例年行つてゐる市販罎詰開罎研究會の成績による昭和二年中に於てはグラム表記のもの、割合が尠なかつたが其の後はグラム表記に更正するものが漸次増加してゐるから罎の規格統一と共に全部グラム表記になるのも遠くはない。

地方製品の中には往々正味量の表記のないものもあるが罎詰は外見より其の内容を知ることが出来ないから、従つて表記のないものは其の間不當な利を占めんとする不信用品が多いから注意を要する。



罐型の規格統一は數年來の問題として各方面に研究せられてゐたが愈々左の如くに統一せられることに決定した。

標準罐型表

稱呼	直徑	高サ	舊稱呼
豎一號	一五六、〇	一六八、〇	六斤
豎二號	一〇一、五	一一一、〇	三斤
豎三號	八六、五	一一三、五	二斤
豎四號	七七、〇	一一三、五	一斤
豎五號	七七、〇	一一、〇	ミルク罐
豎六號	七七、〇	六〇、五	半斤
豎七號	六八、〇	一〇一、五	十一オンス
豎八號	六八、〇	五三、〇	オオンス
平一號	一〇一、五	六一、〇	平一斤
平二號	八六、五	五三、〇	平半斤

同時に罐型の統一のみならず常に問題になり勝ちの液汁を固形量に加算するものも、せざる

ものとの別を明かにし且罐詰類を左の七種に分類して標準固形量を定め、罐の大きさや中味との統一を計り、罐の割合に内容の少ないものは販賣せしめざることにした。

尙鈴木商店發賣の味の素及森永、明治兩製菓會社の製品等は罐詰、罐詰共メートル法により表記せられてゐる。

13 油 類

昭和三年五月大阪に於て全國製油聯合會を開催し量目等に付協議をしたが阪神製油同業會より温度の變化による容量の統一に付提案した所、全員の賛成を得て左の通りの決議をなした。

植物性油の賣買又は容量表記の單位を「リットル」にする場合は攝氏十五度の温度に於ける量を基準とする。

理由 油の容量は氣候の寒暖に従つて増減あり受渡上支障を免れざるにより其の基準を攝氏十五度の温度に於ける比重によりて統一慣行せんとする所以なり

從來植物油は多く升、合の單位によつて居たが何れも見掛けの取引で時に寒暖の相違から量目不足等の問題を起し勝ちであつたがリットル詰にする時には詰込温度の標準が一定せる爲間違ひを起すことも少くなるので自然リットル詰にするものが多くなつた。



又礦物油は燃料としての消費が大部分である爲比較的少量取引が多く従つて廻取引であるが少量取引に於てはガロン單位が大部分である。特に最近急速度で發達した辻賣りガソリンは未だガロンによつてゐるがモビールオイルの販賣のみは昭和五年九月大阪揮發油組合の決議により全年十一月一日より全部リットル賣りとなし、同時に建値も一リットルに付いて幾何三云ふことになつた。

### 14 薬 品

藥品は工業用、和漢藥、醫藥等種類も多く従つて百封度建、百二十封度建、百斤建、又高價なものは一斤建、一封度建、百オンス建、百瓦建等多種多様で更に之が包装は四百四病の數程も澤山あつたが大阪製藥同業組合、藥種卸仲買組合の兩者聯合で之が建の統一、小分、包装量の統一等に付調査研究の結果、大正十三年第一回の小分量目を規定して之が實行をなし其の後の實績に徴し、大正十五年一月慎重審議の結果工業藥品、和漢藥、醫藥を網羅する主要藥品二百五十種を指定し小分量目及包装量を

五〇〇瓦

二五〇瓦

二五瓦

の三種に限定、從來の在庫品と雖同年七月以後は販賣出來ぬ事とした。

尙指定外の藥品も昭和二年制定の小分規定により左記十三種以外に小分を出來ぬ事にした。

五	斤	二	斤	一	斤	五	百瓦
二百五十	瓦	百	瓦	五十	瓦	二十五	瓦
十	瓦	五	瓦	二	瓦	一	瓦
〇、五	瓦						

組合では検査員をして巡視に當らしめ専ら其の徹底を期し模範的の改善を行つてゐる。

### 15 印刷インキ

府下印刷インキ業者全部を抱擁する大阪印刷インキ同業會に於ては各種の罐を整理して大正十四年九月以降証詰を標準とする新規格罐を制定し、寸法、重量、填充量を一定し最大二百分ノ一、最小七百分ノ一の公差を規定して罐型と同時に量目の正確を期することにした。

其の結果各同業者が同一の罐を使用する爲大量生産で販賣價格が低下したが、罐の重量公差を規定の範圍に止むるには一括の鋳力の内約三十%を除外するので研究の結果其の後四年間の實行成績に鑑み公差を稍寛大となしても實害の伴はぬことを確め左表の通りに公差を改正して、



鉄力の利用率を高めることとし昭和五年六月より實行することにした。  
 これにより罐の單價を豫期以上に安價ならしめることが出来た。同時に製罐者を指定して其の責任票を打出さしめ、同業會の検査により重量、寸法等の公差を脱したものは不合格として使用を禁止すると同時に製罐業者に制裁を加ふることをし規格勵行と量目正確の保持に努めてゐる。

印刷メソキ容器正規重量併ニ寸法規格

罐番號	主要寸法		正規重量(蓋付)	許容重量(蓋付)	内容積
	内徑	高さ			
1	820	48.5	55	52	190
2	820	57.5	60	60	220
3	880	57.5	65	61	280
4	970	57.5	75	70	350
5	1060	57.5	100	85	380
6	1060	69.5	105	95	440
7	1090	69.5	110	100	500

塗料の容量は従來斤あり、封度あり、匁あり、リットルあり、ガロンあり就中輸入品の故を以て法令上使用の出来ない英ガロン、バイントさへ表記せるものあり従つて單價の比較上一般

16 塗 料

罐番號	主要寸法		正規重量(蓋付)	許容重量(蓋付)	内容積
	内徑	高さ			
8	1180	69.5	130	115	550
9	1180	85.0	140	125	780
10	1240	69.5	130	125	700
11	1425	69.5	160	150	1000
12	1425	85.0	175	170	1100
13	1425	115.0	205	200	1550
14	1575	85.0	200	190	1400
15	1575	115.0	235	220	1950
16	1820	115.0	285	280	2750

— (ワニス容器) — (但徑ハ外徑トス)

罐番號	内徑	高さ	正規重量(蓋付)	許容重量(蓋付)	内容積
A	825	115.0	100	—	500
B	1190	115.0	160	—	1000
C	1435	176.0	260	—	2500



塗料制定容量

需要家も甚だしく迷惑を蒙りつゝ、あつたので大阪塗料商工組合ではメートル法専用を期として  
之が容量統一に着手し昭和二年四月に至り完了同月より改正實行することになつた。

品名	容量	品名	容量
堅煉ベイント (ドライヤチ含ム)	一・二・五 肝	溶解ベイント	五分ノ一 立
同	六	光明丹	五〇 肝
同	三	同	一・二・五
同	一	同	〇・五
溶解ベイント	二〇 立	同	一〇〇
同	二〇 立	同	一〇
同	二	同	〇・五
同	一	同	二〇
同	一	同	〇・五
同	一	同	二〇

ホイルド油	一六 肝	ワニス	二 肝
同	一・五	同	一
同	一・五	同	〇・五
同	一・五	同	四分ノ一
液体	一五	同	五
同	一	同	二・五
同	一〇 五	同	五〇
同	一〇 立	同	二五
エナメル	一〇	同	三〇
同	二	同	二五
同	一	同	五
同	三分ノ一	同	(樽入ノ場合) ハニ五ケ入
同	六分ノ一	同	一五
同	十二分ノ一	同	一五 瓦
同	一六 肝	同	四五〇 瓦
同	四	同	一七 肝
同	一六 肝	同	一七 肝



従來の需要關係及舶來品との値段の均衡上多少端數のあるものもあるが之等も更に包裝量の統一をなす必要がある。尙改正と同時に三十度を以て標準詰込溫度とし量目變化の責任を明かにすることに成つた。

又容器も非常に區々で同じ一封度罐でも其の種類數十種に上り、重量も不同で需要家での検査にも著しく不便であつた。のみならず各製産者毎に個々に製罐をするので單價も比較的高價であつたが容量統一と同時に、填充量に對する最大四十二分の一、最小千分ノ三の公差を有する規格罐を使用することにし左記の通り寸法及び重量を一定し大量生産をなすことにした。

塗料容器鋳力罐重量及寸法規格表

容 器 名 稱	容 量	罐 番 號	寸 法		内 容 積	罐ノ重量 (蓋付)	公 許 増減重量
			内 徑	深 さ			
コ ー ル ド ニ ス ホ バ ス フ ラ ニ ス グ ラ ン (角 罐)	4 kg	1	119	114	335	465	12%
	"	2	119	114	171	296	12%
	"	3	119	58	164	185	12%
	1	4	96	48	131	130	6%
	0.5	5	56	44	120	90	6%
コ ッ パ ー イ ソ ト (丸 罐)	5	6		175	172	353	15%
	2.5	7		937	150	265	10%
ユ ナ ス ル (丸 罐)	2	8	137	152	2.24	266	3%
	1	9	110	118	1.12	165	3%
	1/3	10	83	75	0.51	92	4%
	1/6	11	63	53	0.18	56	4%
	1/12	12	53	48	0.105	41	4%
溶 解 イ ソ ト (丸 罐)	2	13	137	150	2.21	265	3%
	1	14	110	120	1.14	160	3%
	1/5	15	75	64	0.28	60	4%



罐材の鋳力は其の規格不統一の爲除外品が比較的多く出る結果豫期通り安價に供給は出来なかつたが鋳力の規格検査勵行と共に益々安價となるのは當然である。製罐も東洋製罐株式會社外十七の製罐業者を指定し責任票を打出し正確を期することにした。

### 17 染料

繪具、染料類も塗料と同様礮詰、罐詰、樽詰等を通じ貫、匁、ポンド、オンス等諸種の建目の下に包装量も區々であつたので大阪繪具染料同業組合では従來の煩雜を一掃して建目は専らメートル法に基くと同時に其の量目を左の通り七種類に限定し昭和二年より實行することにした。

二百 匁	百 匁	五十 匁	二十五 匁
五 匁	一 匁	半 匁	

併し實際は従來との關係もあるので右の外斤量より變更した六十匁、三十匁、六匁、〇・六匁の四種類の取引も行はれ、事實上は十一種の規格品が取引せられてゐる。

### 18 綑帶材料

大阪府綑帶品商工同業組合では精製綿、精製ガーゼ、卷軸綑帶等の包装量、包装單位が混沌たる状態にあつたので昭和二年七月精製綿及精製ガーゼは左の通り各七種類、卷軸綑帶は四種類に限定し同時に全部メートル法による表記をなすこととした。

一、日本藥局方精製綿	
25瓦	50"
50瓦	100"
100瓦	250"
250瓦	500"
500瓦	1000"
1000瓦	2000"
一、卷軸綑帶 (幅二十七センチメートル以上)	
3米	10瓦
4.5米	25"
6米	50"
9米	100"
	250"
	500"
	1000"

尙東京、名古屋の同種營業者の組合も之れに共鳴し同様の規格により實行することになり全国的に統一せられた。



## 19 木 炭

工業品規格統一調査會では最近木炭の包裝規格を左の五種に一定することになつたので大阪に於ける木炭の主要生産地たる池田薪炭商組合では之れに順應する爲、數年來より豫て協議中であつたが昭和五年八月一日より従來の包裝習慣も考慮して左の通り改正することにした。

木炭日本標準規格

池田木炭包裝規格

十 疋	七 疋半
十五 疋	十 疋
二十 疋	十五 疋
二十五 疋	
三十 疋	

池田薪炭商組合制定の内七疋半は標準規格外であるが古くから池田地方の風習もあるので當分之れに依るとしたが遠からず十疋に改正せねばならぬ。尙改正と同時に衡器の共同購入をなし製炭者に分配し更に活動寫眞を以て宣傳する等の手段を盡し相當嚴正に勵行せられてゐる。元來當府は木炭の生産額は僅少で主として消費地であると同時に集散地であるから各府縣が

らの移入が主体で中には八貫、七貫五百匁、七貫三百匁或は三貫八百匁、四貫等頗る紛らはしいものもあるのが和歌山、奈良、山陰、四國、九州方面の各府縣が標準規格に統一せられると同時に其の弊害もなくなる譯である。

## 20 石 炭

大阪石炭協會（元大阪石炭商同業組合）に於ても昭和二年十一月よりコークスに準じて取引建を一疋即ち千疋建に改正實行することとし一般に公告したので今では英トンを用ふるものは殆んど見當らない。然し乍ら家庭向の小賣取引は習慣上一荷を百斤としてゐた爲に容器の關係上未だに六十疋を標準に取引せられてゐる。

石炭の取引に用ふる衡器は其の取引状態よりして甚だ破損し易き爲、中には一箇年に數回修覆をなすものさへある程なので組合員の使用する衡器は殆んど其の機會にメートル法に二段目盛としてあるので其の轉換も頗る圓滑に行はれた。

因に貯炭場、その他工業地帯に於ける多量の取引を臺秤によることは人件費に多額を要し、且つ其の方法や能率も頗る原始的なので最近自働秤量機を用ふるものが漸次多くなつて來た。



## 21 コークス

最も早くメートル法を専用し且其の取引を合理的に改正せられたものにコークスがある。大正十三年九月大阪コークス同業組合に於ては總會の決議により取引單位を千疋、一呎の實量を五十疋と一定して同年十一月より實行してゐる。即ち千疋を二十分して一呎としたのであるが今日迄の成績によると二十一呎又は二十二呎とするものがあり、従つて一呎で五十疋より不足するものが發見せられるのは甚だ遺憾であるが之等は發見次第相當の制裁を加へてゐる。

又コークスは其の製法上相當の水分を含有するものであるからそれに付け込み必要以上の水分を加ふるものもあるので、正味量の意義を闡明にする爲組合に於て種々研究の結果公定含水量を一〇%と決定し定款に其の旨を明記して昭和三年より實行してゐる。之れによる若し無水分状態のものであれば四十五疋でも五十疋に對し一割の水分、即ち五疋の水分を加ふる時は五十疋になるからそれは五十疋としての取扱ひを受け、反對に五十五疋あつても二割以上の水分を含んで居れば量目不足として取扱はれる譯で最も合理的なる取引方法として賞讃を博してゐる。各家庭に於てもコークスと同じ値段で水を買はぬ様に含水量は常識として心得へべきことである。

こである。

## 22 ワイシャツ及カラー

ワイシャツとカラーは同一のサイズを用ひて快く合ふのが原則であるにも不拘、從來の實際は兩者のサイズに全然關係がなく従つて其の採り方も區々であつた爲同じサイズを用ひて丁度合ふのは殆んどなく、中にはカラー丈半吋位大きいのを合ふのが當然の様に思つてゐる向さへあつた。

そこで大正十五年十二月大阪ワイシャツカラー同業會では左の如くサイズの採り方を新に規定し、同一サイズで兩者が丁度合ふ様に改正すると同時に其の表示及稱呼も舊時を用ふることなくメートル法による糶單位とすることにした。其の後商工省では同決定サイズを採用して全国的に勵行せしむる爲昭和四年十二月廿日付で各府縣に通牒したので更に本府も趣旨の徹底に努めた結果舊サイズのもののは殆んど市場に姿を消すことになつた。

サイズの採り方

一、カラー



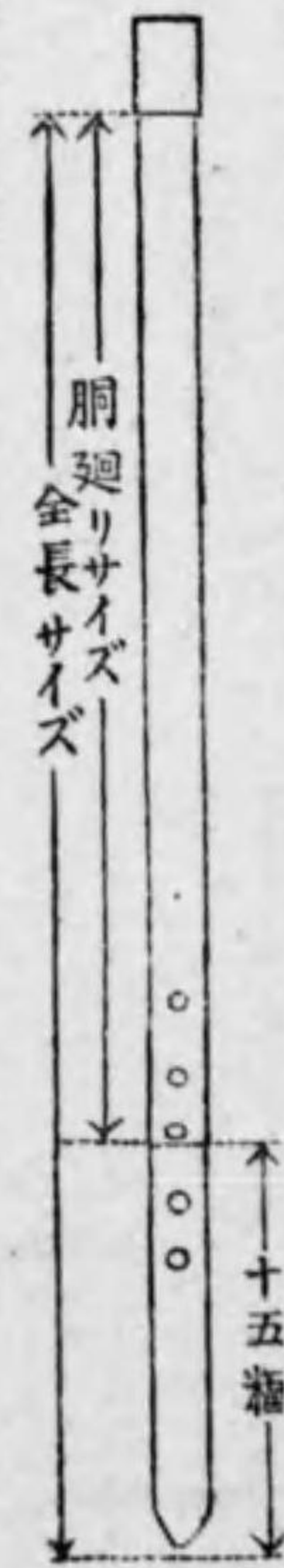
- (イ) サイズノ採り方ハ一方ノ穴ノ外端ヨリ他ノ穴ノ中央迄トス
- (ロ) 穴ノ長サハ十二糎トス
- (ハ) サイズハ一糎上リトス (小供用ハ一糎下リトス)
- (ニ) ソフトカラーモ同前トス
- 二、ワイシャツ
- (イ) サイズノ採り方ハ一方ノ穴ノ外端ヨリ他ノ穴ノ外端三糎内迄トス
- (ロ) 穴ノ長サハ十二糎トス
- (ハ) サイズハ一糎上リトス
- 三、カラーハ内法、ワイシャツハ外法ヲ計ルモノトス
- 四、稱呼ハ35.36.等cmヲ附記セズ恰モ番號ト同様トスルモ過渡期中ニ在リテハ舊時ヲ併記スルモ差支ナシ

五、新舊對照表

新 糎	舊 吋
35	13½
36	14
37	14½
38	15
39	15½
40	15¾
41	16
42	16½

23 一、バンド

バンドのサイズは内地向及輸出向によつて其の採り方を異にし又同じ内地向或は輸出向でも美錠付と環舌付とで採り方を異にする等、甚だ混亂を極めてゐたが本年七月各製造業者及百貨店其の他の取扱業者に於ては左記の通りに統一したる表記をなすことに申し合せ昭和六年一月より完全に實行するこゝにした。



バンド規格 (男子、婦人及小供用を含む)

バンドサイズの表記はバックル付根より測りたる糎を單位としたる全長とす  
但し内地製品に限り胴廻りサイズにして全長より十五糎を減じたる長さを併記することを得  
サイズの種類は五、十の如くに五糎上りとす (一糎内外の公差を認む)



24 靴 下

靴下のサイズもワイシャツ、カラー、バンド等洋装附属品のメートル化に伴ひ左の如く改正せられることになつた。

(イ) 靴下サイズの採り方は靴下爪先より踵ミシンの末端迄の長さです

(ロ) サイズは一糎上りミス

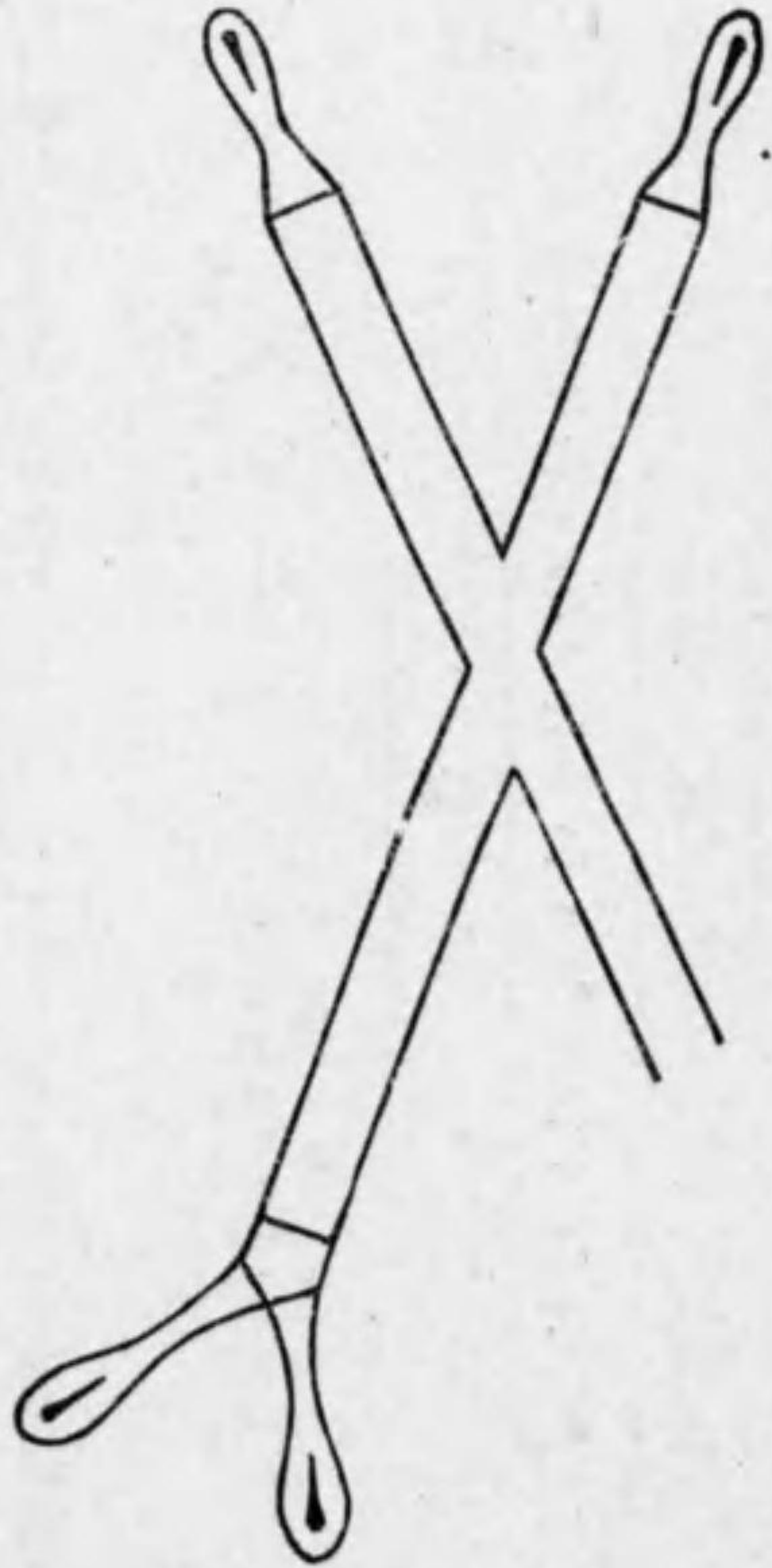
尙舊サイズとの比較を示す



改正 サイズ	換算 吋	従 来 ノ ズ イ チ ノ 對 稱
10	3.93	4 弱
11	4.33	4½"
12	4.72	4½強
13	5.11	5
14	5.51	5½
15	5.90	6
16	6.29	6½弱
17	6.69	6½強
18	7.08	7
19	7.48	7½
20	7.87	8 弱
21	8.26	8 強
22	8.66	8½強
23	9.05	9
24	9.44	9½
25	9.84	10 弱
26	10.23	10 強
27	10.62	10½
28	11.02	11
29	11.41	11½

25 スポン吊リ

スポン吊りのサイズの採り方も両端ボタン止孔の外端より外端を測りたる對角線の長さを標準とすることに決定した。



26 靴

その長さを測る場合には金具により長短を調整し得るものは全く延ばしたる長さを標準とし又ゴムにより伸縮し得るものは平に置きたる長さを以て其の長さを標準とする。



靴の大小は初め足袋の文数を標準としてゐたが、歐洲戰亂の當時製靴業者が多數露國の注文に従事した爲、露國式サイズが一般に用ひられ其の後洋服の普及と共に米國式の取方等も使用せられ全く不統一となり需要者製造業者間の稱呼も區々で其の間往々間違ひを生ずる等甚だしく不便を感じて居たが、昭和二年のメートルデーを期としてメートル制の新規格を用ふるこゝとなつた。

靴の規格 (單位センチメートル)

靴の實長は右の數字に	小供靴
を加ふるものとす	1 1½ 2 2½ 3 3½ 4 4½ 5 5½ 6 6½ 7 7½ 8 8½ 9 9½ 10 10½
} 小供靴は十種 其の他は二十種	間形靴
	1 1½ 2 2½ 3 3½ 4 4½
	婦人靴
	3 3½ 4 4½ 5 5½ 6 6½

其の稱呼は右表の如く小供靴は十種、間形、婦人靴及男子靴は二十種を省いた端数を番號によつて呼び、單に小供用三半と言へば十三センチ半の寸法を謂ひ、男子用七と言へば二十七種の靴を指すものである。

27 足 袋

約三十年以前は紺足袋一足の値段が白米二升に相當してゐたが今では一疋(約七合)前後に相當する程下落した。これは全く従來自給自足であつたものが今では規格を統一して専門家が大量生産をなす關係で規格統一が物價を下落せしめた適例である。

併し一時は不健全な値段の競走の爲めに所謂履けぬ足袋も出來たが大阪足袋同業組合では大阪製品の信用の爲、之が自發的取締を勵行し新らしくメートル法による最低標準仕立寸法の規格表を作成して其の標準を定めた。従つて出來上りもセンチメートルとなり従來の「文尺」は一切廢止せられ稱呼もセンチメートルを省いた數で稱へることになつた。今従來との比較を示

大人靴

5 5½ 6 6½ 7 7½ 8 8½ 9 9½ 10



すし

稱呼(單位はセンチメートル)	舊文數	稱呼(單位はセンチメートル)	舊文數
廿六半	十一文	廿一	八
廿五半	十文	廿	八半
廿四半	十文	十九半	八半
廿三半	十文	十九	八半
廿二半	九文	十八半	八半
	九文	十八	八半
	九文	十七半	八半
	九文	十七	八半
	九文	十六半	八半
	九文	十六	八半
	九文	十五半	八半
	九文	十五	八半
	九文	十四半	八半
	九文	十四	八半
	九文	十三半	八半
	九文	十三	八半
	九文	十二半	八半
	九文	十二	八半
	九文	十一半	八半
	九文	十一	八半
	九文	十半	八半
	九文	十	八半
	九文	九半	八半
	九文	九	八半
	九文	八半	八半
	九文	八	八半
	九文	七半	八半
	九文	七	八半
	九文	六半	八半
	九文	六	八半
	九文	五半	八半
	九文	五	八半
	九文	四半	八半
	九文	四	八半
	九文	三半	八半
	九文	三	八半
	九文	二半	八半
	九文	二	八半

昭和二年四月から業者間の取引は全部メートル法による新規格になつてゐる。尙組合では検査員三名を置き嚴重勵行に努め、他面印刷物或は包紙等により一般需要家に周知せしめ覺醒を促してゐるが未だ世間では廢止せられた「文」の方がよく通るのでセンチメートルと文數ミを併記してゐる向が多い。

紙の仕上寸法規格

番號	A 列	B 列
0	841×1189	1030×1456
1	594× 841	728×1030
2	420× 594	515× 728
3	297× 420	364× 515
4	210× 297	257× 364
5	148× 210	182× 257
6	105× 148	128× 182
7	74× 105	91× 128
8	52× 74	64× 91
9	37× 52	45× 64
10	26× 37	32× 45
11	18× 26	22× 32
12	13× 18	16× 22

28 紙

書籍、雜誌、證券、事務用紙、製圖用紙、便箋等のサイズは從來四六判、三六判、菊半載判又はデミー、メヂアム、ローヤル、エレフアント、コロソピア、大判、中判等ミ稱してゐたが最近は徒に珍を好み奇を衒ふ傾向になり従つて其の大きさの種類も頓みに増加し數百種以上を數ふるに至り截斷上の無駄が非常に多くなつて來た。

日本製紙聯合會に於ては之が爲に需給共蒙る弊害の多大なるを認め、製紙仕上サイズの統一に付考慮中の處工業品規格統一調査會とも打合せの上昭和四年八月次の如く之が規格を決定した。



一、本表ハ書籍、雜誌、事務用紙、製圖用紙、便箋其ノ他獨立ノ目的ヲ有スル紙ノ仕上寸法ニ之ヲ適用ス

二、紙ノ幅ト長ノ比ハ  $1 \sqrt{2}$  トス

三、A列〇番ノ面積ハ約一平方米、B列〇番ノ面積ハ約一、五平方米トス

四、特ニ細長キ寸法ヲ必要トスル場合ニハ長手ニ半截或ハ四截等ニシタル寸法ヲ用フ

五、復寫簿ノ如ク切取紙片トナルモノハ其ノ切取リタル紙片ガ仕上寸法トナル様綴リ代丈大ニ作り装訂アル書籍ニ在リテハ表籍ノ大サヲ仕上寸法ト爲スモノトス

六、仕上寸法ノ公差ハ次ノ通りトス

〇番 乃至 五番

(一) 一、五 mm.

六番 乃至 十二番

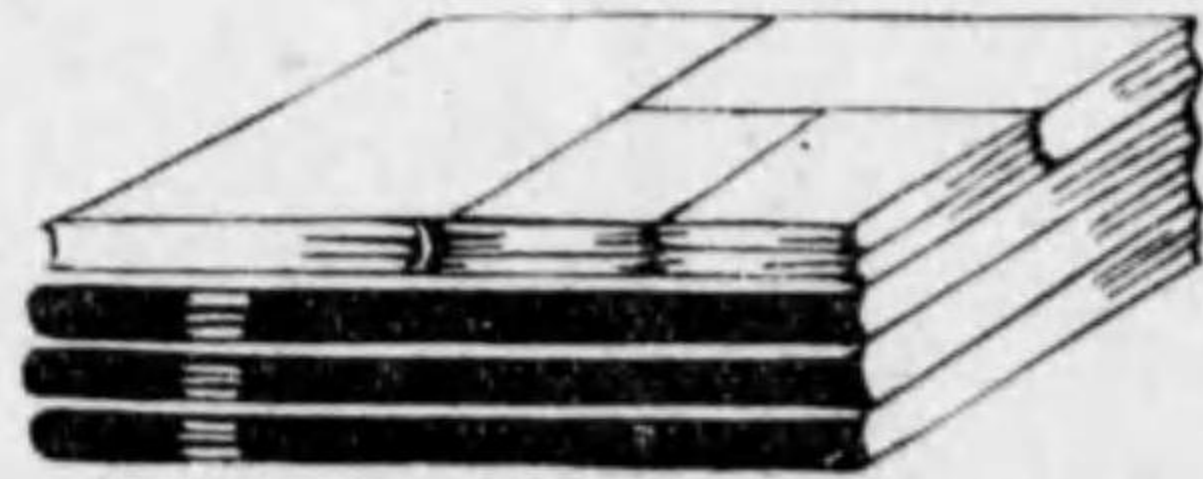
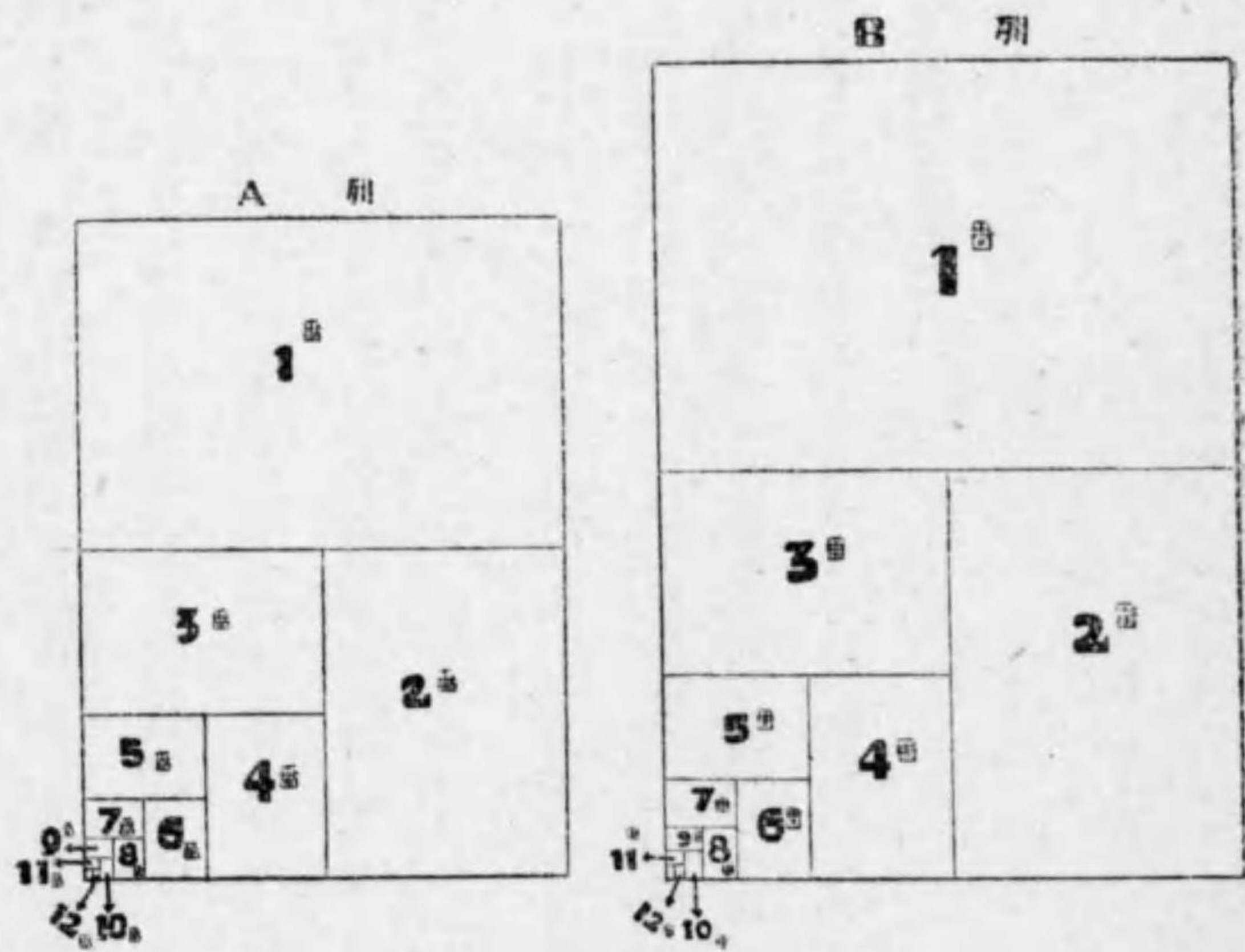
(一) 一 mm.

七、A列五番型書籍ノ原紙ハ六三〇 mm. × 八八〇 mm.

八、B列六番型書籍ノ原紙ハ七七〇 mm. × 一〇九〇 mm.

九、原紙ノ寸法ノ公差ハ十六 mm. トス

尙之れノ截断寸法を圖示するに上圖の如くで右規格による A<sub>5</sub>(薄記判) A<sub>7</sub>(菊倍判) A<sub>8</sub>(菊判) A<sub>9</sub>(袖珍)の四種を積み重ねた場合は下圖の如く整然となり荷造、保存、体裁共非常に便利になる。





## 29 包装用紙布

商工業の發展による商品の長距離輸送に伴ひ最近其の包装技術は頗る發達し、従つて防水、強靱を條件とした包装紙布の需要は年々増加して來た。大阪に於ける之が製造者は從來互に猛烈なる販賣戦を行ひたる結果一卷の長さを或は百尺とし、三十碼、三十メートル、九十尺とす等の陋劣手段に訴へ以て顧客に何れが廉なるやの判定に苦しましめつゝある状態であつたので本府は之に鑑み種々の弊害を矯正せしむる爲昭和五年一月業界を統一合併せしめて茲に大阪加工包装紙布協會を創立せしめた。今協會に於ては全年二月從來の取引慣習をも斟酌して包装用紙布の規格統一を決議し三月一日より之が一齊勵行を爲すと同時に組合の事業として製品検査を行ふことになり検査章の貼布なきものは一切取引を禁ずることにした。

## 一、機械製織目なきもの

長さ	巾
三〇メートル	一一二〇センチメートル
	九〇センチメートル
	七四センチメートル

## 二、ハトロン布張及手張並織目もの

長さ	巾
三〇メートル	五七センチメートル
	七〇センチメートル
	八八センチメートル
	一一五センチメートル

以上四種ミシ長さ及巾を表記すること

三、原紙の巻取りに巾及丈（或は目方）を表記すること

四、特殊の注文によるものは其の一枚の巾、丈及何枚織なることを表記すること

五、小包用袋入のもの及寸法の判然せざる一枚ものに付ては其の長さを表記すること

## 30 水引

水引は主として愛媛縣、岐阜縣で古くから生産せられてゐたが其の商習慣は頗る非現代的で九十六本を以て一把ミシ、之を九六の百と稱し百本並の一把で取引せられてゐた。百本を以て一把としたものは正百本一把と稱し例外の扱ひをせられる程で従つて長さも稱呼も實長ミが作はず區々であつたが、時勢の推移に逆ひ難く昭和二年六月主なる業者相寄り大阪水引商組合を組織して結束を固め、從來の稱呼及寸法をメートル法に改め、同時に所謂九六の百を廢して正



量取引を申合せ且つ全年十一月以降は嚴重に之を勵行すると共に各生産地に對しても其の旨を通告した。次に舊稱呼を改正寸法を比較するに

舊名稱	寸法	改正名稱	寸法
五寸	五寸	三〇糶	三〇糶
六寸	六寸	三五糶	三五糶
八寸	八寸	四〇糶	四〇糶
合申	合申	五〇糶	五〇糶
大永	大永	六〇糶	六〇糶
正三	正三	八〇糶	八〇糶
三尺	三尺	九〇糶	九〇糶
四尺	四尺	一〇〇糶	一〇〇糶
五尺	五尺	一二〇糶	一二〇糶
		一五〇糶	一五〇糶

舊稱五寸、六寸、八寸等は全長の半分を指稱したものである。

### 31 シデ紐

大正十四年九月大阪シデ紐商工組合の創立以來組合に於ては製品の向上、改良に全力を盡し

てゐたが大正十五年六月の組合總會に於て萬場一致を以てメートル法實行を決議し、同時に其の包裝規格を左の四種に限定した。

一紐の長さ	三百米	二百二十五米	百五十米	七十五米
-------	-----	--------	------	------

尙小賣の實狀をも考慮して「七十五メートル以下のものは隨意に調製なし得るも其の長さは必ずメートル法にて表記をなすこと」とし組合より證紙を發行して製品の統一を計ることになつたが規格外のものは手数も係り割高なるから一般シデ紐の需要者は成るべく規格品を指定して買ふ方がよい。

### 32 簾

簾は他の食料品や消耗品等と異なり之が長さが足らなかつたり又は著しい不同があつたりしては全然間に合はぬ場合がある。又長過ぎても不体裁で實用に適し難いので之が長さは家屋の建具寸法をも慮考して特に一定標準に基き大差なき様にせねばならぬ。

従來は六尺、四尺、三尺等と稱してゐたか其の長さも各製造家毎に區々で不便であつたが昭和四年十二月には大阪製簾業者の重なるもの三十二名が團結して大阪製簾親睦會を組織し、之



が事業として先づ籐の規格を左の三種類とした。

- 一六五 センチメートル
- 一一五 センチメートル
- 八五 センチメートル

且製品は十枚一束とし各長さ毎に全長明示票を附することにし昭和五年一月から嚴重に勵行してゐるが他地方よりの移入品の一部に今尙舊來の儘の不統一品があるので親睦會より常に各産地組合に對し注意を促してゐる。

### 33 セメント

昭和二年以來ポトランドセメント同業會に於ては從來のボンダ詰四種を廢して左の二種類を實行し、日本標準規格も亦これを認めてゐるが最近ベーツバックカー詰込機の輸入により樽詰百七十疋の四分の一即ち四十二疋半の紙袋入が大分市場に現はれて來た。これは樽詰と袋詰と判然たる連絡があつて一見便利の様ではあるか實際のセメント利用者は樽詰と袋詰との消費者が自ら異なり詰込の聯絡を必要とせず且つ常に相當多量を消費するのであるから標準規格の五十疋で差支えない。

改正袋詰  
改正樽詰

五〇キログラム  
一七〇キログラム

淺野セメント株式會社大阪工場では一時四十二疋半のものも詰込んでゐたが今では之を全廢して日本標準規格のみの詰込みを行つてゐる。

### 24 人造肥料

人造肥料の量目に付ては從來より兎角の問題が起り勝で、元來十貫呎が標準であるにも拘らず九貫六百匁詰のものや九貫四百匁詰のものがあつたりして其の包装量は値段の競争と共に益々混亂して來た。

本邦人造肥料界の權威十三會社を以て組織せる過磷酸同業會に於ては之が改正の必要を認め本年七月十五日一呎の重量を左記の通三種類に限定することに決議し、昭和六年一月一日より實行することになつた。

一呎の正味量	五六疋
" "	三七疋半
" "	二八疋



其の改正量目は従來の標準容量十五貫、拾貫、七貫五百匁の換算値に相當し、理想的改正ではないが従來より比すれば容量統一をした丈でも相當の進歩である。

尙建値の標準は三七疋半のもの一呎を以て建値してゐる。

### 35 鐵 類

鐵類では瓦斯管取引の有力団体たる大阪瓦斯管交換會のメートル法専用が一番早く大正十五年一月一日より其の取引單位を一メートルとして爾來完全に之を實行してゐる。

之より曩、鐵類の規格は大正十四年以來商工省告示で日本標準規格として金屬材料の試験片を始め、針金及薄板、鍛鋼品、鑄鋼品等の規格をメートル法に一定して以來漸次此の規格に依るものが多くなり八幡製鐵所でも其の製品種類八千種に付メートル法専用並規格統一の準備調査中であつたが、昭和二年五月より市場へ出した角鐵は全部メートル法に依り寸法、重量を表記した。

大阪鐵商同業組合では之等に刺激せられ昭和二年四月組合會に諮つた結果萬場一致を以て昭和三年一月より鐵類取引の全部をメートル法に依ることに決定し組合員の衡器の改造、卷尺の

新調等の斡旋をなし又地方取引先に對しポスター二千枚、リーフレット二萬枚を配布して之が了解を求めた處同年五月に至り前記の通り八幡製鐵所よりメートル法に依る角鐵の發賣によつて更に之の氣勢を助長し同年末迄に殆んど其の準備も完成し、豫定通り昭和三年一月より一齊に實行した。

鋼類を取扱ふ大鋼會のみは之れに加はず鐵類の實行成績に付注意中の處、何れも好結果なるに鑑み翌四年一月より步調を和し疋建値したので茲に鐵類全部は疋建に改正せられた。

### 36 銅、黃銅其の他の金屬材料

大正十五年瓦斯管のメートル取引が實行せられて以來、地金業者間に大なるセンチションを起し同年六月には大阪地金問屋組合の組合會に於てメートル法専用を決議し、建値を一疋單位とし七月一日より實行することにした。

只、銅、真鍮等の薄板の稱呼のみは従來通り一平方呎に對する重量でオンスを稱してゐるが最近では日本標準規格による薄板稱呼法の普及と共に耗で呼ばれるものも市場に出てゐる。

又大阪黃銅組合に於ても大正十五年地金問屋組合に前後して實行の申合せをしたが兎角不徹



底の憾みがあつたので昭和三年一月更に組合會を招集し、鐵、銅、等が嚴重に勵行せられてゐる折柄獨り黃銅のみが舊慣を墨守するの不利を悟り徹底的實行を申合せ爾來好成績を擧げてゐる。

其の他比較的需要の多いアルミニウム、青銅、鉦金、バビット等の金屬材料も黃銅の取引の勵行と殆んど時を同じくして勵行せられてゐる。

37 鐵 線

銅線は住友電線等に於て早くよりメートル法依に於てたが鐵線は主として輸入品が多かつた關係上一ハンドレッドウェイト(一一二封度、五〇、八疋)を一把又は一丸と稱し、通常八四斤(五〇、四疋)として取引せられてゐたが最近では殆んど輸入品を驅逐し國産品のみになつたので府下主要製線業者は度々會合して本年三月より之を五〇疋一把とするに改正した。併し乍ら鐵道省では從來一九七把を以て十疋としてゐたから五〇疋一把とするに多少運賃が高くなるので二〇〇把十疋と改正する様取扱手續の改正方を鐵道省に陳情することになつた。同時に太さの方も日本標準規格に依るに至當とするが從來の因襲によつて遞信關係はS・W・

G、一般はB・W・Gのゲージによる等區々であるので一部に於ては特殊注文の外は日本標準規格によるものも相當あるが大部分は追て需要者の覺醒に待ち日本標準規格によることになつた。尙參考の爲に日本標準規格と從來のB・W・G及BS並にS・W・Gとの比較を示す。

直徑 mm.	SWG.	BS.	BWG.	直徑 mm.	SWG.	BS.	BWG.
△5.500				12.70	7/0		5/0
5.835	5			△12.00			
5.189		4		11.79	6/0		
5.156			6	11.68		4/0	
△5.000				11.53			4/0
4.877	6			10.97	5/0		3/0
4.621		5		10.80			3/0
4.572			7	10.40			3/0
△4.500				10.16	4/0		
4.470	7			△10.00			5/0
4.191			8	9.65			
4.115		6		9.45	3/0		
4.064	8			9.27		2/0	
△4.000				△9.00			
3.759			9	8.84	2/0		0
3.658	9	7		8.64			0
△3.500				8.25		0	
3.404			10	8.23	0		
3.251	10	8		△8.00			1
△3.200				7.62	1		1
3.048			11	7.35		1	
2.946	11			7.21			2
△2.900			9	7.01	2		
2.769			12	△7.00			3
2.642	12			6.58			
△2.600				6.54		2	
2.591		10		△6.50			
2.413			13	6.40	3		
2.337	13			6.045			4
2.310			11	△6.000			
△2.300				5.993	4		
2.108			14	5.827			3
2.057	12			5.538			5



直徑 mm.	SWG.	BS.	BWG.	直徑 mm.	SWG.	BS.	BWG.
△.5500				2.032	14		
.5106	*	24		△.2000			
.5080	25		25	1.829	15	13	15
△.5000				△.1800			
.4572	26		23	1.651			16
.4547		25		1.626	16	14	
△.4500				△.1600			
.4166	27			1.473			17
.4064			27	1.448		15	
.4039		26		1.422	17		
△.4000				△.1400			
.3759	28			1.295		16	
.3606		27		1.245			18
.3556			28	1.219	18		
△.3500				△.1200			
.3454	29			1.143		17	
.3302			29	1.067			19
△.3200		23		1.016	19	18	
.3150	30			△.1000			
.3048			30	.9144	20	19	
.2946	31			△.9000			
△.2900				.8839			20
.2870		29		.8123	21	20	21
.2743	32			△.8000			
△.2600				.7230		21	
.2540	33	30	31	.7112	22	22	
.2337	34			△.7000			
△.2300				△.6500			
.2286			32	.6430		22	
.2261		31		.6350			23
.2134	35			.6096	23		
.2032			33	△.6000			
.2007			32	.5740		23	
△.2000				.5588	24		24

一、△印チ付シタルゴザツクハ日本標準規格ヲ表ハス  
 二、SWGハスタンダードワイヤーゲージ、BSハブラウン、シヤーナゲージ、BWGハパーミングムワイヤーゲージヲ表ハス

38 釘

釘の取引は従来一樽を百斤としてゐたが近年は之を其の儘六十斤と稱呼を改正することにし  
 た。尙之に伴ひ其の重量の區々であつた風袋を統一して四斤とし風袋込六十四斤で取引せられ  
 てゐる。

同時に之の太さも従来はB・W・Gで稱呼してゐたが鐵線の太さが日本標準規格を目安とする  
 ことになつたので同時に釘も之に依ることは勿論である。元來釘の強さは其の太さより硬度の  
 如何に依るのであるから従來の分に比し多少の差異があつても實際上差支はない。

又長さも従來のインチ及端物寸法を整理して新らしく糧による規格を制定せねばならぬが之  
 は輸出向の關係もあり、全国的に影響する所が大であるので大阪に於ける主なる取扱業者及製  
 造家が會合協議の結果改正案二案を得、全國製産高の過半数を占むる福岡縣八幡市安田製釘所  
 とも協議の結果決定することにした。



## 39 鹽

鹽專賣法によつて定められる鹽の價格及之が建値は食卓鹽等一部の特殊製品を除き從來は多く斤建包裝によつてゐたが愈々昭和六年三月二十六日大藏省告示で鹽製造業者が納付する鹽の包裝は次の如く改正せられ同年四月一日より實施せられることになつた。

## 包裝種類

正味五十疋 叭及掛繩等總風袋量 凡 二、二九疋  
 正味三十疋 叭及掛繩等總風袋量 凡 一、五疋

但し特別の事情で右包裝に依り難いものは專賣局長官の認可を経ねばならぬ。

之と同時に專賣局より賣り渡す鹽の賣渡價格の建も全部百疋當りに定められた。

尙之と同時に食卓鹽及精製鹽の包裝規格も次の通り改正せられた。

食卓鹽(罐入) 六百瓦、 三百瓦、 百五十瓦  
 精製鹽(紙函入) 二疋、 一疋

## 40 金、銀粉

金粉、銀粉其他各種金屬粉末の製造業者は比較的其の数が少ないので之がメートル法實行も割合に早く纏り大正十五年四月より左の通り包裝規格を改正した。

半キログラム、 一キログラム、 二キログラム、 五キログラム

包裝は右規格によつて全部平包ミしてゐるが、金粉及アルミニウム銀粉に限り小口扱ひの便宜上一疋二十分けを認め一包五十瓦包裝となし、五十瓦入十包を一括半疋ミし、半疋括り二箇を一疋とすることにして取引せられてゐる。之れにより從來の封度包裝は全部消滅した。

## 41 鏡

鏡の大きさを表はすのに硝子一函の枚数を以て其の個々の寸法を表はす代名詞とする場合も實際の大きさを吋で呼んで取引する場合及其の寸法を尺に換算して實際の長さに稍近い數を以て呼ぶ場合の三種類があつた。

其の爲に取引の圓滑を阻害すること甚だしく、地方より電報を以て取引の際等には往々其の間の誤解の爲に双方損失を蒙る等の場合も尠くなかつたので大阪小間物卸商同業組合内の鏡友



會では、昭和二年末之をセンチメートルに換算し端數を切捨て、稱呼し小賣及仲間取引の圓滑を計ることになった。

尙大阪府立工業獎勵館では優良國産を内外に推奨する爲實用標準規格を制定して之が檢定を行ふことになつてゐるが其の規格は略鏡友會の決定と一致してゐる。

輸出鏡を取扱ふ日本輸出鏡工業組合では税關での戻り税の關係上、換算しても端數を切捨てるこゝが出来ないので内地同様の稱呼が出来ないのは遺憾であるが、製品検査の寸法を定款によつて定め種以下二位迄之を取り、其の稱呼を號數に統一することにして何れも昭和三年一月より實行してゐる。次に實用標準規格と從來の稱呼とを比較すると

(從來の稱呼)

仲間通稱	吋	通稱	長方形(耗)		楕圓形(耗)		種別
			縦	横	縦	横	
合八	六吋	五吋	一一〇	八〇	一一五	七五	一號
六〇	五吋	四吋	一五〇	一〇〇	一四五	九五	四號
八〇	五吋	四吋	一二五	八七	一二〇	八二	二號
合六	七吋	六吋	一四〇	九五	一三五	九〇	三號
四一	七吋	六吋	一七五	一二五	一七〇	一二〇	五號

三〇	八吋	七吋	二〇〇	一五〇	一九五	一四五	六號
百三	十吋	八吋	二五〇	一七五	二四五	一七〇	七號
七五	十二吋	尺	三〇〇	二〇〇	二九五	一五九	八號
百三	十四吋	尺二	三五〇	二五〇	三四五	二四五	九號

### 九 重要工業に於けるメートル法の實行

度量衡法施行令附則第七表(附録一頁参照)に掲ぐる各種製品の事業者に對しては常にメートル法實行に關する利害得失の調査を照會し或は専用の實狀又は之が成績を照會する等諸般の調査其のものに依つて、メートル法専用の對策を考究し又實業方面にも研究を余儀なくせしめ以て損失に付ては努めて之が輕減の方策を指示し又利益に對しては益々助長の方途を計る等、過渡期の圓滑を計るに共に常に之を刺戟し以て一日も早く之が轉換を期してゐる。

之が爲度量衡器、計量器の改造は元より其の設備、製品在庫の輕減等により莫大の損失を未然に防止し得たものも今日迄相當の數に上つてゐる。

併し乍ら第七表事業者は夫々其の業務や作業又は營業狀態の趣を異にし従つてメートル法普



及の程度も千差萬態種々雑多で、特に原動機を用ふる三十四種の工業は其の内容種別頗る廣汎に涉り其の各個に付いては製藥、製鐵等の如く既にメートル法を専用し着々其の實績を擧げつゝあるものあり、或は其の過程にあるものあり、同業者に於て未だ研究中のものあり其の軌を一にするこゝは出來ぬが主として包裝商品及取引建に關するもので既に同業者一同の決議に基き實施せる製品に就いては前掲の通りである。

其他サイズ及メートル法による各工業製產品は日本標準規格が定められて以來メートル法實行に伴ふ規格改訂の標準が明瞭となつたので日々之れによるものが増加し、又追従改正を行ふものも漸次其の數を増して來たが個々に付ての詳細は専門的に渉る嫌があるので之れを避け昭和四年三月第七表事業者二千五百名に對して照會せる實行成績及之が照會事項を掲げ以て其の參考に資することにする。

一、昭和四年三月度量衡法施行令附則第七表事業者二千五百名に對する照會

#### イ、照會事項

(一) 貴所ニ於テ使用セラル、度量衡ノ單位ハ全部メートル法ニ改正セラレタリヤ

全部改正ヲ見ズトセバ大凡何割ノ改正ヲ行ヒタリヤ

又未タ改正ニ着手セラレズトセバ何年何月迄ニ改正セラル、豫定ナリヤ

全着手セラレザル理由

(メートル法の名稱、命位一覽表を附して詳細説明)

(二) 從來慣用ノ度量衡ハ度量衡法施行令附則第七表ニ掲タル事務又ハ事業ニ付テハ昭和九年六月限り之ガ使用ヲ禁止セラル

貴所ハ此ノ第七表ニ掲クル事業中第何號ニ該當スルヤ

(從來慣用ノ主ナル度量衡單位ヲ記シテ廢止ヲ知ラシメ且度量衡法施行令附則第七表ノ事業名ヲ記シテ説明)

(三) 從來慣用ノ度量衡ヨリ誘導セラレタル計量ノ單位ニ付テモ前項ト同様之カ使用ヲ禁止セラル

貴所ハ如何ニシテ之カ對策ヲ講ゼラレタリヤ

(改正法ニ依ル計量單位及禁止セラルル計量單位ヲ列記シテ説明)



(四) 度量衡器及計量器ニシテ從來慣用ノ度量衡又ハ計量單位ノ目盛若クハ表示アルモノハ昭和九年六月限り檢定ヲ廢止シ同十四年六月限り檢定ノ効力ヲ失フ

貴所ニ於テ使用セラル、度量衡器及計量器ノ總個數幾何ナリヤ

又其ノ内右ニ該當スル器物數幾何ナリヤ

(昭十四年以後無効トナルモノ及有効ナルモノ並ニ度量衡器、計量器ノ種類ヲ列記シテ説明)

(五) 度量衡法ノ改正ニ伴ヒ各種製品ノ型式、寸法、能力、容量、重量等ノ稱呼ノ改稱、設計單位ノ更改ヲ爲サザルヘカラズ

貴所ハ右ニ關シ如何ナル改正案ヲ有セラル、ヤ

(從來慣用ノサイズ、能力、寸法、容量、重量等ヲ列記シテ改正法ト比較説明)

(六) 市場ニ於テ販賣スル各種商品ノ日用品中下記ノモノハ夫々包裝量、型、サイズ又ハ建値ヲメートル法ニ依リ取引セラレツ、アリ

貴所ニ於テ材料、消耗品等ノ諸購入品中メートル法ニ依ルモノト然ラザルモノトノ割

合如何

(既ニ建値、包裝量、規格等ヲメートル法ニ改正シタルモノノ品名並ニ改正要旨ヲ記載シテ説明)

ロ、調査成績

今之が調査を綜合シ度量衡法施行令附則第七表の事業者別に生産、販賣、購入の三項目に分類して之が實行の割合を示すに次の通りである

事業者	生産		販賣		購入	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均
電氣事業	七〇%	三八、七%	七〇%	三五、〇%	八〇%	四三、三%
瓦斯事業	一〇〇	七九、〇	一〇〇	六六、六	四〇	二一、〇
運輸事業	八〇	三九、〇	八〇	三九、〇	八〇	三二、〇
鑛業	一〇〇	三七、二	一〇〇	三七、二	七〇	二九、〇
(以下原動機ヲ用フル工業ニシテ括弧内ノ數字ハ第七表第八號各項ノ數字ヲ表ハス)						
機械業	一〇〇	二五、〇	一〇〇	二四、八	一〇〇	二三、三
製罐業	一〇〇	四四、三	一〇〇	四四、三	一〇〇	四四、三



尙右表ノ内

一、同一事業者ニシテ第七表中ノ數號ニ亘ルモノハ主ナル事業ノ項中ニ入レタ

(平)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
平	精鍊業	電爐製品業	刷子工業	調帶業	罐詰業	冷凍業	製粉業	製糖業	釀造業	製肥業	塗料工業	リノリウム工業		
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三八、六	三七、一	五〇、〇	一七、一	二〇、〇	一八、〇	二九、四	七四、〇	二四、〇	三八、六	一四、一	八七、九	六五、八		
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三七、四	三七、一	五〇、〇	一七、一	一〇、〇	一九、二	二九、一	七四、〇	二四、〇	三七、四	一四、二	八七、九	六五、八		
一〇〇		六〇	一〇	八〇	一〇〇	六〇	一〇	一〇〇	六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二五、〇	二七、四		三四、二	三、三	五、七	二〇、〇	四二、〇	二、〇	二五、〇	七、八	三四、六	三八、一		

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
製蠟業	化粧品工業	レイヨン工業	セルロイド工業	護謄工業	製藥業	製油業	製革業	製紙業	窯子工業	硝子工業	製線業	素材業	精密器具業	輸送機業	造船業				
一〇〇	一〇〇	七〇	一〇〇	五〇	一〇〇	一〇〇	六〇	四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇			
一一、四	三八、一	三五、〇	六五、五	一〇、六	七五、〇	三八、七	一七、五	一一、四	六一、一	二一、〇	五四、〇	二一、八	四四、一	三二、八	三〇、七				
一〇〇	一〇〇	七〇	一〇〇	五〇	一〇〇	一〇〇	六〇	四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇			
一一、四	三一、八	三五、〇	五四、四	一〇、〇	七五、〇	三八、七	一七、五	一一、四	六一、一	二一、九	五二、八	二四、四	四三、二	三二、八	二七、九				
五〇	八〇	二五	七〇	三〇	一〇〇	八〇	七〇	五〇	一〇〇	八〇	一〇〇	九〇	一〇〇	九〇	九〇				
七、七	二八、五	一二、五	三一、一	一〇、九	五一、九	二三、四	三七、五	一四、二	二八、九	二〇、二	四四、〇	二六、一	三一、六	二七、八	一八、九				



二、八號ノ一、二、七、八ノ事業者ハ陸海軍關係其ノ他一部官廳ノ納入品ニ限りメートル法ヲ専用セルモ、一般ノ註文品ニ對シテハ註文者ノ設計ニ基キ舊法ト併用セルモノガ多イ様デアル

三、八號ノ一中紡織機械製作者、八號ノ四中自動車、自轉車製作者、八號ノ八中ナット、リベット製作者ハ業者全部ガ一齊ニメートル法ニ改訂スルニ非ザレバ製作品ノ性質上種々ノ支障ヲ來ストノ理由ニ依リ目下業者聯合ニテ協議セル由デアル

四、八號ノ三造船業者ハ逓信省船舶検査規格ニ依リ海軍發註品以外舊法ヲ併用セルモノガ多

イ

之ニ反シ八號ノ四中索道製造業者ハ昭和二年九月逓信省令ニ依ル索道取締規則ニ基キ既ニ全年ヨリメートル法ノミヲ専用ス

以上の成績を通觀するの中には特殊機械器具又は製品規格の改定及び之に附隨する商習慣の更新、重要機械器具、設備等の改廢及従業員の一時的能率減退等メートル法専用に伴ふ利害が相當甚大なるものがあるので未だ實行の運びに至らぬ向もあるが之等も素より時代の趨向に順應

すべく自覺の上に立ち、其の準備に日尙足らずミして焦慮せる有様であるから全般を通じて之を見れば今や基礎全く整ひ着々實行促進中である。

殊に電氣、瓦斯、水道、運輸等の基礎事業に對しては之がメートル法に依れると否ミは其の影響する所も廣汎で且つ大資本を以て營業せる關係上特殊機械器具の海外註文、改廢修補等相當時日を要するものがあるから可成速かに改訂し以て之に依る損失を未然に防止せねばならぬ。今次に主要事業上に於けるメートル法の普及狀勢の大略を掲げると次の如くである。

## 1 電氣事業

電氣事業に於ては電氣事業法、全施行細則、電氣工作物規定、電氣測定法等も全部メートル法に依れる關係上原則ミして從來よりメートル法を使用してゐたが、其の工事に要する各種材料等は其の種類も多く従つて生産地又は供給先の關係上甚だしく混亂してゐた。社團法人電氣協會關西支部では豫てよりメートル法實施準備委員會を組織して研究中の處「メートル法」による單位及稱呼表示し法を決定し電力供給事業者、電機製作者、電鐵業者、電氣工事請負者及同關係事業者一般に之を配布した。



名 稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
錫 棒	貫	kg
ビ ツ チ	"	"
アムモニア塊	匁	g
ソルダリングペースト	封度	"
計量器封印用鉛玉	匁	"
鐵 板	貫	kg
鉛 板	"	"
保 溫 劑	封度	"
ボイラーコムパウンド	"	"
ベルトコムパウンド	"	"
ベルトセメント	"	"
木材防腐劑	升貫	l
石 灰	貫	kg
セ メ ン ト	"	"
骸 炭	斤	"
木 炭	貫	"
木 薪	"	"
パ テ	封度	"
ソ ニ ス	"	"
各 種 藥 品	オンス	g
	匁	"
裸 銅 線	立尺	l
	尺	m
絶 緣 電 線	"	"
	"	"
燃 鐵 線	"	"
	"	"
可 撓 紐 線	"	"
	"	"
電 纜	"	"
	"	"
内線鐵チューブ	"	"

【I】電氣供給事業ニ關スルモノ  
メートル法ニ依ル單位並ニ稱呼表示方ニ關スル事項

現 在 稱 呼	メートル法ノ稱呼
ミル、分	mm (耗)
吋、寸	cm (糧)又ハmm(耗)
鎖、碼、呎、町、間、尺	m (米)
哩、里	km (耗)
サーキュラーミル、平方分	mm <sup>2</sup> (平方耗)
平方吋、平方寸	cm <sup>2</sup> (平方糧)
平方呎、平方尺、坪(步)、畝	m <sup>2</sup> (平方米)
平方里、町、段	a (アール)=100m <sup>2</sup>
立方分	mm <sup>3</sup> (立方耗)
立方吋、立方寸	cm <sup>3</sup> (立方糧)
立方呎、立方尺、立坪、噸、石	m <sup>3</sup> (立方米)
ガロン、ポイント、合・升、斗、石	l (リットル)
石	kl (キロリットル)
ゲレーン	mg
オンス、匁	g
ポンド、斤、貫	kg (耗)
噸 (英、米)	t=1000kg (噸)
華 氏	攝 氏
B.T.U.	kcal又ハcal (カロリー)

【II】上記ノ原則ヲ應用シタル諸例ヲ示セバ次ノ如シ  
(イ)材料ニ關スルモノ

名 稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
亞鉛引鐵線	貫	kg
シヨイント線	"	"
ポイント線	"	"
釘 類	"	"



名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
高	崎	呎	m
波	長	米	m
通	風	吋	mm
軌	間(ゲージ)	呎	m
電線ノ太サ		BS.BWG.SWG. サーキュラーミル 封度 #子撚	日本電氣工藝委員 會標準ニ依ル
電纜ノ太サ		サーキュラーミル	mm <sup>2</sup>
電柱			商工省工業品規格 統一調査會決定案 ニ依ル
長サ末口		尺×寸	
重	量	封度又ハ噸	kg又ハt
高	サ	尺	m
形	銅	吋×吋	mm×mm
地中線用土管		尺×寸	"
地中線用鐵平石		"	"
貯水池ノ面積		平方尺	m <sup>2</sup>
流域		平方里	a
土	地	坪	m <sup>2</sup>
建	物	建坪、延坪	ク
土工(築堤、盛土、切取)		立坪	m <sup>3</sup>
根	堀	"	"
栗石工、捨石工		"	"
各種コンクリート		"	"
數	砂	立坪	"
水	槽	立方尺	"
熱	量	B.T.U.	kcal又ハcal
石炭ノ蒸發力		封度/封度	kg/kg
溫	度	F°	C°
抗	壓	封度/□"	kg/mm <sup>2</sup>
抗	張	"	"

名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
通	綱	尺	m
洞	鋼	"	"
セ	網	"	"
保	網	平方尺	m <sup>2</sup>
金	板	"	"
	網		
變	器	哦	l
壓	油	"	"
閉	油	"	"
開	油	"	"
揮	油	升	"
石	水	"	"
蒸		"	"
鹽		立方呎	kg
瓦	斯	立坪	m <sup>2</sup>
割	石	"	"
砂		"	"
土		"	"

(ロ)工事又ハ計算ニ關スルモノ

名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
電線路ノ亘長			
柱間距離			
池	度	間又ハ尺	km又ハm
水路ノ亘長		"	"
電車軌道ノ亘長			
水壓鐵管亘長		尺	m
柵	垣	"	"
各種材料ノ厚ミ		分	mm
勾	配	何分ノ一	千分率ニ依ル (鐵道省メートル) 式勾配表ニ依ル



名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
パラフィン		封度	kg
グリン		"	"
鋼棒		貫	"
眞鍮棒		"	"
銅棒		"	"
アルミニウム棒		"	"
ファイバー棒		封度	"
ハンダ		匁	"
眞鍮鐵		"	g
銀鐵		"	"
フラックス		封度	kg
電氣鐵板		"	"
銅板		貫	"
眞鍮板		"	"
ファイバー板		封度	"
エポナイト		"	"
レザロイド紙		"	"
ケーブル紙		"	"
ホンファイバー紙		"	"
レドロップ紙		"	"
パーチメント紙		"	"
プレスボード		"	"
絶縁紙		"	"
銅形		貫	"
コムパウンド		封度	"
銅管		貫	"
眞鍮管		貫	"
瓦管		貫	"
鉛管		貫	"

名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
機械器具重量		貫又ハ噸	kg又ハt
蒸氣壓力		封度/平方吋	kg/cm <sup>2</sup>
水壓		"	"
油壓		"	"
風壓		"	"
速度		哩/時 ft/sec	km/h又ハm/s
加速度		哩/時/秒 ft/sec/sec	km h/s又ハm/s/s
仕事力(工率)		呎封度 HP	kg.m kw
慣性モーメント		呎 <sup>2</sup> 封度	m <sup>2</sup> kg
大氣壓力		封度/平方呎	kg/cm <sup>2</sup>
流量		箇	l/h
電流ノ密度		アンペア/平方吋	A/cm <sup>2</sup>
磁束ノ密度		キロライン/平方吋	Kilolines/cm <sup>2</sup>
固有抵抗(金屬及導體)		マイクロオーム/吋 <sup>3</sup>	$\mu\Omega/cm^3$
固有抵抗(絶縁物)		メガオーム/吋 <sup>3</sup>	M $\Omega/cm^3$
電線抵抗		オーム/1,000呎	$\Omega/cm^3$
起磁力		アムペアターン/吋	AmpTurn/cm
電位傾度		ヴォルト/吋	V/cm
エネルギー		HP一時	kw.h
廻轉力		封度一呎	m.kg

【II】製造業ニ關スルモノ

單位並ニ稱呼表示方法ニ關スル原則ハ電氣供給業ニ關スルモノト同一ナリ 次ニ種々ノ材料ニ付以上ノ原則ヲ應用シタルモノノ例ヲ記セム

名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
硫	黃	封度	kg



名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼	
金網		尺	m	
クサリ		"	"	
軌條類		ヤード	"	
布類		尺	"	
被覆線		呎	"	
綿又ハガステープ類		"	"	
ゴムテープ類		封度	kg	
幅ノ厚、徑ハ cm		才	m <sup>3</sup>	
木材長サハ m			石坪	m <sup>3</sup>
(日本標準規格)			延幅尺	m <sup>3</sup>
鐵索		呎	m	
大理石		□"	cm <sup>2</sup>	
砂利		坪	m <sup>3</sup>	
切石		切幅尺	m <sup>3</sup>	
切石		延幅尺	延長m	
電氣用品雜種		呎	m	
		封度	kg	
壓仕	力	lbs/□"	kg/cm <sup>2</sup>	
	事	HP	kw	
清	水	lbs	kg	
		ガロン	l	
流	量	ガロン/時	l/h	
	長	哩	km	
高	サ	尺	m	

名	稱	現在ノ稱呼	メートル法ノ稱呼
ポルト		封度	kg
リベツト		"	"
ナツト		"	"
座金		"	"
ビン類		"	"
銀類		"	"
フアイバー管		"	"
生マイカ		"	"
マイカ板(マイカナイト)		"	"
石綿板		"	"
裸線		kg(貫)	"
裸銅帶		"	"
フューズ		封度	"
高價ナ金屬(金、銀、白金等)		匁	g
高價ナ針金類		オンス	"
カーボン粒		"	"
尺炭		斤、噸	kg.t
ボロ綿		貫	kg
石鹽		封度	"
硫酸		"	"
硝酸		"	"
醋酸		"	"
アルコール		"	"
アジンナー		"	"
エナメル		ガロン	"
ソニスト		l(ガロン)	l
ベール		"	m
フエルト		m(ヤード)	"
打紐		"	"



右の内材料物品の約半数以上は現在市場に於てもメートル法に改正せられ或は關係法規の改正によつてメートル法によらねばならぬ事になつたので充分猶豫期間内には完了するものと認められるが今後改正を要する分は寧ろ之れに關聯して計算に關する各種單位で専門教育の更正と公式の改正を主とせねばならぬ。

### 2 瓦斯事業

全國七十餘萬個の瓦斯メートル中其の約三分の一に當る二十餘萬個を管内に有する大阪府當局では、瓦斯メートルの檢定有効期間が五ヶ月であるから遅くも昭和四年より取付の分は全部立方メートルのものでなくては轉換期に於て莫大なる損失を招く結果となるので早くより引替督勵をなしてゐる。

今各會社に於ける取替の狀況は次の如くで殘部も猶豫期間内には全部取替完了するものと信じられる。

大阪瓦斯株式會社 堺 瓦斯株式會社

何れも在庫瓦斯メートル處分の關係上昭和四年七月一日取付の分より全部メートル制のものを用ひ昭和九年六月中に完了の豫定である。

#### 浪速瓦斯株式會社

西淀川區大和田町方面は大正十五年九月より、三島郡吹田町方面は昭和二年一月より、豊能郡豊中町方面は昭和三年二月より何れも取替を始め昭和四年四月に全部立方立制に引替を終了した。殘部の東淀川區十三方面は昭和八年五月迄に全部の取替終了の豫定である。

#### 泉州瓦斯株式會社

昭和三年一月以降取付の分より全部メートル制のものを用ひ昭和七年中に完了の豫定である。

尙現在取付メートルの内、立方米制のものゝ然らざるものとの割合は次の通りである。  
(但し大阪瓦斯・浪速瓦斯は昭和五年十二月末現在、他は昭和六年二月末現在を示す)

會社名	立方米制	立方呎制	計
大阪瓦斯株式會社	一〇四、四八九個	一九六、八七八個	三〇一、三六七個
堺 瓦斯株式會社	一九、四九一〃	三、四八一〃	二二、九七二〃
浪速瓦斯株式會社	一、七九四〃	二、四八一〃	四、二七五〃
泉州瓦斯株式會社	一一、六四七〃	六、一一二〃	一八、七五九〃
計	一三八、四二一〃	二〇八、九五二〃	三四七、三七三〃



既に半数以上其の取替えが完了してゐるものもあるにも不拘、料金制度は何れも依然として立方呎によつて徴收してゐるのは甚だ不合理で單に會社自身が檢針結果の換算に能率減退のみならず或は換算の誤り等もなきを保し難く、他面消費者に料金表ミ瓦斯メートルとの對照に換算の手数を煩はすものであるから之等は至急改正し以て立方米によるべきである。

### 3 運輸事業

昭和五年四月鐵道省の旅客運輸規定並荷物取扱規則が全部メートル法によることになつたので、連帶運輸の責任ある地方鐵道は勿論、軌道法によつて經營せる各電鐵會社も同時に四月より旅客、荷物共メートル法によつて取扱つてゐる。

元來軌道法及鐵道法共に大正十二年の改正によつて距離はキロメートル、用地、路面等は平方メートル等夫々メートル法によつて當局に届出て居るので哩は從來の慣習上用ひて居たに過ぎず、従つて今回の改正は書類上の事項と實際の取扱ひとを一致せしめたもので各會社共これにより何の障害もなく却つて從來より能率増進を來してゐる。只京阪電鐵株式會社の新京阪線のみは創業以來全部メートル法によつてゐたので何の改正もなく他會社では荷物運送規定を全部改正した。之れにより各鐵道、電氣軌道營業者は全部完全にメートル化された譯である。

乗合自動車經營者及曳船業者は均一制又は區間制によるものが多く且つ小規模な營業者が多數あるので之が改正は遅れてゐる。

タキシード營業者は目下二哩均一制を採用してゐるが朦朧タキシードの値崩しから最近更に賃金改正の機運が動き組合内部の意見では軒累加賃金制が有力であるから遠からずキロメートル制に改正するものが見られてゐる。

### 4 紡績、紡織業

紡績にあつてはボツピン又はチーズ等の計量には從來のポンドよりも却つてグラムの方が單位が小さい關係上簡單で且精度も高いことは業者一般に認めてゐる所であるが諸外國共未だ紡績事業にメートル法は餘り用ひられてゐない。

併し番手等も「一千メートルの長さにて一キログラムの重さを有する糸を一番手」とする萬國番手計量法の使用も豫てから唱道せられてゐたが最近又新しい問題として一部に於て重要視せられてゐるが何分ランカシャーの紡績事業が世界の標準になつてゐるので一舉にヤードポンド法を全廢することは對外貿易の關係上相當困難なものとせられてゐる。



大日本紡績、岸和田紡績、東洋紡績、鐘ヶ淵紡績等に於ては自ら進んで糸の延長、重量にメートル、グラムを用ふる外事務様式、購買品等にメートル法を専用してゐる外に浪速紡績株式會社では廣幅織物に限り其の目付、長さ等をメートルで表記をして發賣してゐる。

今大日本紡績が番手の測定をメートル法によつてゐる標準を示すこ

綿糸一二〇ヤードの重量をグラムにて計量し其の値を〇、〇六四八にて除し更に其の商を以て一〇〇〇ゲレインを除したものを番手としてゐる。今之を算式で示すと

$$1000$$

$$\frac{120 \text{ ヤードノ重量}(g)}{0.0648}$$

書き替ると

$$0.0648$$

$$\frac{120 \text{ ヤードノ重量}(g)}{0.0648} \times 1000 = \text{番手}$$

但し小數點以下二位迄とし三位を四捨五入してゐる。同紡績が之が計量に使用する天秤は秤一五〇凡、盛量一〇匁のものである。その他ラップ、チーズ、紙の計量共に全部メートル法によつてゐる。

## 附 録

# メートル法度量衡



大日本紡績、岸和田紡績、東洋紡績、鐘ヶ淵紡績等に於ては自ら進んで糸の延長、重量にメートル、グラムを用ふる外事務様式、購買品等にメートル法を専用してゐる外に浪速紡績株式會社では廣幅織物に限ら其の目付、長さ等をメートルで表記をして發賣してゐる。

今大日本紡績が番手の測定をメートル法によつてゐる標準を示すこ

綿糸一二〇ヤードの重量をグラムにて計量し其の値を〇、〇六四八にて除し更に其の商を以て一〇〇〇〇ゲレインを除したものを番手としてゐる。今之を算式で示すと

1000

120ヤードノ重量(H)

書き替ると

0.0648

120ヤードノ重量(H) × 1000 番手

0.0648

但し小数點以下二位迄とし三位を四捨五入してゐる。同紡績が之が計量に使用する天秤は秤一五〇凡、盛量一〇匁のものである。その他ラップ、チーズ、綿の計量共に全部メートル法によつてゐる。

附 録

メー トル 法 度 量 衡



1、長さ

名	略字	命位	用途
ミク ロン	μ	メートルの 百萬分の一	極めて小さい単位で主として顕微鏡學者の爲めの単位、例毛髮の太さミクロン
ミリメートル	mm	メートルの 千分の一	従來の厘、毛の代りとして機械工作品等緻密な寸法又は薄板、硝子の厚さ等を計るに用ひらる
センチメートル	cm	メートルの 百分の一	従來の尺、寸、分、吋等の代りとして各方面に最も多く用ひらる
デシメートル	dm	メートルの 十分の一	容量の基本であるリットルを定むるに用ひる外餘り多く用ひられない
メートル	m	本	従來の里、町、間、尺、呎、碼等數多の單位がメートルになつたので日常最も多く用ひらる
キロメートル	km	又は 千メートル	距離の單位として里、哩等の代りに日常使用せらる
海里	里	千八百五十二 メートル	港間の距離又は航海中の船の位置等を表はす場合にのみ用ひらる

以上の内ミクロン、デシメートル等は日常殆んど必要なく大字のものが最も多く用ひらる。又海里は海面に於ける長さを謂ふ場合の外用ひられない。



2、面積

名	略字	命位	用途
平方ミリメートル	mm <sup>2</sup>	平方メートルの 百萬分の一	學術上、工業上緻密なる特殊の場合に用ひらる
平方センチメートル	cm <sup>2</sup>	平方メートルの 一萬分の一	前同様
平方デシメートル	dm <sup>2</sup>	平方メートルの 百分の一	前同様
平方メートル	m <sup>2</sup>	本	宅地、鑛泉地等の面積又は皮革の面積等の場合に從來の坪の代用に最も多く用ひらる
平方キロメートル	km <sup>2</sup>	百萬平方メートル	地理學上一國の面積等大なる面積の計量に用ひらる
アール	a	百平方メートル	從來の町、段、畝の代りに宅地及鑛泉地以外の山林、田畑、池、湖等の廣さを計るに用ひられ日常必要なり
ヘクタール	ha	百アール	非常に廣大な土地又は水面の面積等の場合に用ひらる

以上の内で太字のもの、みを覚えて居れば日常不自由なく、其の他の單位は特殊の場合を除き餘り必要がない。略字はa、ha、の外は法律上認められてはるないが規定の略字を基として

3、容 積

名	略字	命位	用途
立方センチメートル	cc	立方メートルの 百萬分の一	學術及實際上各方面に用ひられ、又水の此の容積の重さが一グラムに當る
立方デシメートル	dm <sup>3</sup>	立方メートルの 千分の一	一リットルに當る、實際用ひること稀なり
立方メートル	m <sup>3</sup>	本	木材、土砂等の取引の場合又は稍大なる立積、容積に用ひらる
ミリリットル	ml	リットルの 千分の一	立方センチメートルに當る、實際上用ひること稀なり
デシリットル	dl	リットルの 十分の一	從來の勺、合の代りに酒類の燂詰等に稀に用ひらる
リットル	l	立方デシメートル	相場建、取引單位として從來の斗、升、合、ガロン等の代りに最も多く用ひらる
ヘクトリットル	hl	百リットル	多量の液類取引等の場合に用ひらる

便宜上表はしたもので規約の上使用しても差支はない。又アール、ヘクタールは土地又は水面の面積を謂ふ場合の外は使用出来ない。



キロリットル k<sup>又</sup> 軒 千リットル {生産高統計等を謂ふ場合に用ひらる

以上の内でcm<sup>3</sup>、立糶、dm<sup>3</sup>、m<sup>3</sup>、立米の五つの略字は法律上認められては居ないが規約の上使用しても差支はない。量の單位はかなり多いが實際は特殊の場合の外殆んど用ひられず、大字のもの、みを覺へて居れば充分である。又リットルの諸單位は液體、瓦斯體、粒狀物又は粉狀物の量を謂ふ外は使用出来ない。

4、重 さ

名 稱	略字	命 位	用 途
ミ リ グ ラ ム	m <sup>g又は</sup> 珵	キログラムの 百萬分の一	{學術上又は特殊の場合の外用ひられない
グ ラ ム	g <sup>又は</sup> 瓦	キログラムの 千分の一	{從來の匁や封度の代りとしてキログラムと共に最も多く用ひらる
キ ロ グ ラ ム	kg <sup>又は</sup> 砵	本	{從來の貫、斤等の代りにグラムと共に日常最も多く用ひらる
ト ン	t <sup>又は</sup> 砵	千キログラム	{重量物の計量單位又は取引建として多く用ひらる
カ ラ ッ ツ ト	ct	二百ミリグラム	{寶石の重量にのみ用ひらる

以上の内でカラット、ミリグラム等は日常餘り必要がないから其他のもの丈で充分である。

5、猶 豫 期 間

度量衡法の改正法律は大正十年四月十一日に發布せられ同十三年七月一日から實施せられたが其の趣旨は

一、我國在來の度量衡即ち尺貫法を廢めること

二、英米式の度量衡即ちヤードポンド法も同時に廢めること

の二点で結局「メートル法のみを使ふ」ことになつたので其の急激な變化による混亂及び損失を避ける爲、左記の特定事業に付ては昭和九年六月末日まで其の他のものは昭和十九年六月末日迄止むを得ざる場合には從來の名稱名位を使つても罰則の適用を受けぬ事になつてゐる。

一、昭和九年六月迄猶豫期間のあるもの

左記の事務又は事業を行ふもの

- 一、公務所ノ事務又ハ事業
- 二、電氣事業
- 三、瓦斯事業
- 四、水道事業



- 五、原動機ヲ用ウル運輸事業
- 六、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業
- 七、醫業、齒科醫業、獸醫業又ハ調劑業
- 八、左ニ掲クル工業但シ原動機ヲ用キサルモノヲ除ク
  - (一) 機械又ハ其ノ部分品ノ製造業
  - (二) 汽罐、瓦斯發生機、金屬製ノ煙突若ハタンク、金屬精鍊用若ハ工業用鐵製爐又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
  - (三) 船舶又ハ其ノ部分品ノ製造業
  - (四) 機關車、鐵道用若ハ軌道用車輛、自働車、自轉車、鐵索道、エレベーター、コンベヤー又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
  - (五) 航空機又ハ其ノ部分品ノ製造業
  - (六) 理化學器具、醫療器具、時計、度量衡器其ノ他ノ計測器、計算尺、計算機、眼鏡、顯微鏡其ノ他ノ光學用器械、通信器械、蓄音器、洋樂器、電球、電池其ノ他ノ電氣器具、機械用刃具、瓦斯器具、水道器具、放熱器其ノ他ノ暖房用具、金庫、銃砲、彈丸又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
  - (七) 金屬ノ塊、條、帶、竿、軌條、線、板、筒、管其ノ他ノ素材又ハ金屬ノ建築用材若ハ鐵道軌道用材ノ製造業
  - (八) 絶緣電線、電纜、線索、鏈鎖、螺旋釘、ナット、リベット、洋釘又ハ撥條ノ製造業
  - (九) 硝子板又ハ硝子罐ノ製造業

- (十) セメント、煉瓦又ハ骸炭ノ製造業
- (九) 紙又ハ紙料ノ製造業
- (八) 製革業
- (七) 火藥類製造業
- (六) 礦物油、芳香油、脂肪油若ハ蠟ノ製造業又ハ脂肪ノ分解工業
- (五) 醫藥品、工業藥品又ハ壓縮瓦斯ノ製造業
- (四) 護膜製品又ハエポナイト製品ノ製造業
- (三) セルロイド製造業
- (二) 人造絹絲製造業
- (一) 化粧品製造業
- (十) 石鹼又ハ蠟燭ノ製造業
- (九) リノリウムノ製造業
- (八) 染料又ハ顔料ノ製造業
- (七) パーント又ハヴァアニシユノ製造業
- (六) 人造肥料製造業
- (五) 麥酒、葡萄酒又ハ酒精ノ醸造業
- (四) 製糖業
- (三) 製粉業



- (一) 氷又ハ清涼飲料ノ製造業  
 (二) 罐詰業又ハ罐詰業  
 (三) 酪製品製造業  
 (四) 調帯製造業  
 (五) 刷子製造業  
 (六) 電爐製品製造業  
 (七) 金屬精鍊業

二、昭和十九年六月迄猶豫期間のあるもの

### 前記以外の事務又は事業を行ふもの

然し乍ら何れもそれ迄實施の延期云ふ意味でないことは勿論、種々の事情で最もメートル法に移り難いものが最も緩り移り變る場合の極限を定めたに過ぎないのである。しかも特定の事業者に対しては余す所約三年で最早目捷の間に迫つてゐるのであるから若し未だ舊法に依れるものありせば此際至急に實行せねばならぬ。

又長期の猶豫期間を有するものも雖、前記特定事業者が遅くも昭和九年には全部メートル法のみとなる關係上等業者との取引は自然メートル法でない取引が出来難くなるから、實際

長期の猶豫期間を有するものも極めて限定せられる譯である。

### 6、舊度量衡器の檢定打切りと失効

併し乍ら次の事も考へねばならぬ。

一、舊式目盛を表はす度量衡器及計量器は昭和九年六月限り一切檢定を行はない、即ち製作も修覆も出来なくなる。

二、使用中の度量衡器、計量器でもメートル法の目盛のないものは昭和十四年六月限り無効となり使へなくなるは勿論使ふ爲に所持すること出来なくなる。

故に實際は昭和十四年で従來の器物がなくなるから其の後の五年間はメートル法以外の單位で表はしたいと思ふと、メートル法の目盛のある器物で計つたものを一々換算しなくてはならぬ。そんな煩雜な手数は實際商取引上出来ないから結局は昭和十四年には全部メートル法になること云つて差支へはない。

併し舊式の目盛のものでもメートル法の目盛が盛り添へてあるもの、例へばキログラムと貫との目盛のある秤、吋とメートルとの目盛のある度器等は貫や吋が使へなくなつて



もメートル法の目盛があるから永久に有効である。

### 7、實 觀 養 成

一メートルは一定の長さを謂ふのであつて三尺三寸が一メートルの謂ひではない。リットル、キログラム等も亦之と同様であるから名稱さへ覚えたら舊法の單位に頼らないで、一定の長さ、容さ、重さ等に對して其の實質を直ちにメートル法により體得し得る様に慣れなければならぬ。勿論精密を要するものはそれ相當の度量衡器によらねばならぬが大體の目安がメートル法で直ぐ解る様に慣れば良いのである。

單に名稱のみを覚えても一々元の舊法に換算した後でなければ推定出來ぬ様ではメートル法専用となつても繁雜を増すばかりである。

#### 例

- 一米内外の長さ 凡そ 三味線の長さ、疊の幅
- 一糶内外の長さ " 十錢白銅の半徑、敷島の直徑
- 一軒内外の長さ " 梅田阪急前から市役所まで、谷六丁目から長塚橋迄町

- 一平方米内外の長さ 凡そ 疊半疊敷
- 一アール内外の廣さ " 六十疊敷の廣さ
- 一立方米内外の容さ " 事務用机の占むる体積
- 一立方糶内外の容さ " 兩切煙草吸口の容さ
- 一リットル内外の容さ " 敷島七袋の容さ
- 一キログラム内外の重さ " 水を半分入れたビール罎の重さ
- 一グラムの重さ " 敷島一本の重さ
- 一トンの重さ " 空の荷物自動車一臺の重さ

### 8、單位の讀み方と書き方

整數の場合 讀み方も書き方も單位の直ぐ下へ名稱を付ける。例へば

十五メートル、三十一キログラム等

端數のある場合 書き方 一、五メートル或は一米五、

讀み方 一メートル五



端数のみの場合

特別の慣習のない限り成るべく下の単位を取るがよい。例へば

○・三七メートルは讀むにも書くにも三十七センチメートルが  
よ。

單位名稱の短縮

一、白米二十キロと言へば重量二十疋、梅田迄四キロと言へば距離四キロメートルであることは直ぐ解るから之を省略しても誤りは尠い、併し文書に書く場合は正確に書くがよい。

二、立方センチメートルは之をcc. (シーシー) 又はツエーツエー) と云ふ場合が多い。

三、水ミ比重が大差なきものは立方糶をグラムミ云ふ場合がある。

四、ヤードポンド法の「トン」は讀む場合も書く場合も「英トン」ミせねばならぬ。

二通りの稱え方のあるもの

平方メートルとアール、立方メートルミリットル等二様の名稱のあるものはその用途の上から都合のよい様へ選ぶべし。例へば

同じ土地でも 宅地は平方メートル  
田畑、山林はアール

同じ液體でも 學術上は立方メートル或はcc.  
取引上はリットル

## 9、換

過渡期に於ては當分歴史的にも從來の度量衡が付き纏ふ爲メートル法だけでも仕事は出來難い。そこで從來の度量衡との比較、換算の必要も起つて來る。例へば從來の建築物又は道路等も之を稱するには換算しなくてはならない。併し此の場合には精密を要する特殊の場合を除き其の端數を出來るだけ其の場合に応じて之を切り捨て又は繰り上げて所謂「ラウンドナンバー」ミすることを忘れてはならぬ。例へば六間道路を十一米道路と稱し一尺の長さを三十糶ミ稱するも格別不都合はない。







1120。

以上は賣買双方に於て注意をなし新時代に適する正量取引をなさねばならぬ。

### 12、取引建と包装量の改正

従來の様に同一商品でも種々取引建が違つてゐると値段の高い安いが一見して判らない。

- 一、同種の商品は各地方共、同一の建値に依ること。
- 二、仲間取引、問屋取引又は小賣を通じて同一の建によること。
- 三、大口、小口共に同一の建によること。
- 四、同種類に屬する商品又は類似品(酒と酢或は白砂糖と黒砂糖等)は同一の建によること。

取引建を統一することは取引建の錯誤を防ぎ取引を簡單にする方法であるが更に建の單位を包裝量を簡單に連絡せしむることは取引上の能率を増進せしむるものである。

勿論メートル法専用と共に従來の様に建が百斤で一箱の包裝量がポンドのものや、建がヤードで一反の包裝量が鯨尺のもの等系統の相違による不便は當然なくなるが尙次の各項に注意し

なくてはならぬ。

- 一、建が長さを單位とすれば其の包裝量も長さを單位となし、長さ容さ又は容さと重さ等の如く其系統を異にしてはならぬ。
- 二、包裝量の種別は端數をなくして相場建又は取引單位の一倍、二倍、五倍或は二分の一、五分の一、十分の一等建に對する比を簡單にして同時に一、二、五、の簡單なる進みの包裝種類とすること。
- 三、同一種類の商品又は類似品の包裝量は之を共通とせしむること。

時勢は不合理な商習慣の存在を最早許して置かない時であるから一日も早くメートル法の專用と共に斷行しなければならぬ。

### 13 規格統一

商品の包裝量、型、サイズ等は従來區々に流れて不確實な爲に常に不正競争の主なる原因となつて産業の健全な發達を阻害してゐた。之を整理して簡單に然かも統一的にすることは國民生活の上にも産業發達の上にも特に重要なことである。



商品の規格は之を統一すると同時に其の種類を減少したならば生産上に於ける設備費、加工費を軽減し且包装費の節減と其の融通利用を増進し以て大量生産に適應するのみならず又販賣上に於ても在庫品を縮少し、記帳、計算等に於ても簡單となり其の利益する所は甚だ多く、所謂「最小の努力を以て最大の効果を收め得る」所の唯一の方法である。

前項の建及包装量の改正も計量の矯正も亦メートル法専用も極言すれば皆規格統一の一つの方法であり手段であるに過ぎない。斯の様に規格統一をなすには將に其の期が熟して居るので今メートル法専用の此の絶好機会を逸しては再び此の機会がない云つても然りである。

各國政府も早くより之れに對して相應の施設をしてゐたが我國に於ても大正十一年工業品規格統一調査會を組織して之が調査に着手し、最近に於ては各種工業品のみならず紙製品、木炭等日用品一般にも及ぼし其の決定に基いて發表した分も今日迄百餘種に及んでゐる。之等の決定に付ては單に官廳のみならず一般に於ても出來得る限り早く實行をなし以て産業の圓滿なる發達を助成しなければならぬ。尙其の他のものも目下夫々各委員會に於て審議中であるから追々發表せられるものと思ふ。

昭和六年三月三十日 印刷  
昭和六年四月一日 發行

## 大阪府 權 度 課

大阪市東區和泉町二丁目九番地

印刷所 玉石社 玉木印刷所

電話東四二五三番  
玉木源 邸





終

本册子ノ寸法ハ紙ノ仕  
上寸法規格中B例六番  
(二二八mm. × 一八二mm. ナリ)